

労働災害防止規程の内容

	ページ
・ 建設業労働災害防止協会	・・・ 1
・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会	・・・ 5
・ 林業・木材製造業労働災害防止協会	・・・ 8
・ 港湾貨物運送事業労働災害防止協会	・・・ 17
・ 鉱業労働災害防止協会	・・・ 21

労働災害防止規程の法令以上の上乗せ規定

建設業労働災害防止協会

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第6条	(自主的な安全衛生活動の促進) 会員は、事業場における安全衛生水準の向上を図るため、危険予知活動(KYK)の実施、業務に起因する危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施、労働安全衛生マネジメントシステムの導入等会員の事業に適合した安全衛生活動の実施に努めなければならない。	努力義務(法第28条の2) 指針 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」 ・「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」	建設業では、店社及び工事現場での自主的な安全衛生活動の取組みが安全衛生水準の向上に極めて重要である。労働安全衛生法の改正により「リスクアセスメント」の実施が努力義務化されたこと、事業場における安全衛生管理に係る仕組みとして「労働安全衛生マネジメントシステム」の確立が重要であるための措置として、これらを規定するとともに、屋外型産業である建設業では、現場での環境変化等にも対応するため、危険予知活動(KYK)の実施も規定した。	平成20年度 (新規)
第8条	(その他自主的な教育) 会員は、労働者に対し、次の各号に掲げる教育及び研修を行い、又はこれを受ける機会を与えるように努めなければならない。 (1)危険予知活動に関する研修 (2)リスクアセスメントに関する研修 (3)労働安全衛生マネジメントシステムに関する研修 (4)安全衛生管理業務に関する能力向上教育 (5)危険又は有害な業務に従事する者に対する安全衛生教育 (6)建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育(建設従事者教育) (7)新規入場者教育 (8)送り出し教育	(4)、(5)は努力義務(法第19条の2、法第60条の2) それ以外は、災防規程独自のもの	安全衛生管理体制の確立には、第7条で定める安全衛生教育以外にも、企業が自主的に行う安全衛生教育、研修の実施、受講の便宜を図ることが重要であるため。	平成20年度 (新規)
第13条	(作業指揮者の指名等) 会員は、前条各号に掲げる作業を行う場合には、あらかじめ作業指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させるとともに、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)その日の作業を開始する前に、安全帯取付設備(安全帯を安全に取り付けるための設備をいう。以下同じ)に異常がないことを確認すること。 (2)作業者が安全帯を適切に使用していることを確認すること。 (3)作業者が保護帽及び安全靴等の安全な履物を着用していることを確認すること。 (4)開口部等の防護設備を取り外して作業を行う場合にあっては、当該作業の休止時又は終了時に防護設備が元の状態に復していることを確認すること。	災防規程独自のもの	12条各号に掲げる作業を行う場合に、作業指揮者を指名することとした。	平成20年度 (一部改正)
第14条	(安全帯の取付設備等) 会員は、高さが2m以上の箇所作業に安全帯を使用させて作業を行う場合には、安全帯の取付設備を設け、その設置場所、使用方法等を関係作業者に周知しなければならない。	取付設備の設置一法令上の義務(安衛則第521条第1項) 設置場所、使用方法の周知一災防規程独自のもの	安衛則第521条第1項で定める取付設備等について、その設置場所、使用方法を関係作業者に周知することが労働災害防止上、重要であるため。	平成20年度 (一部改正)
第15条	(安全帯の取付設備の構造及び強度) 会員は、安全帯の取付設備については、次の各号に掲げるところによらなければならない。 (1)使用条件に応じた十分な強度を有すること。 (2)安全帯を損傷するおそれのない形状であること。 (3)安全帯を容易に取り付けて使用できるものであること。 (4)作業者の腰より上方の位置に設けること。	災防規程独自のもの	安全帯取付設備の構造及び強度を自主基準として定めた。	平成20年度 (新規)
第16条	(安全帯の取付設備の取付け) 会員は、安全帯の取付設備を取り付ける場合には、地上、作業床等の安全な作業場所で行わなければならない。ただし、やむを得ず、墜落による作業者の危険のおそれのある箇所で行う場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。 (1)安全な昇降設備を設けること。 (2)臨時的な安全帯の取付設備を設け、安全帯を使用させること。 (3)作業責任者を指名して作業の手順、安全帯の使用などを確認させること。	災防規程独自のもの	自主基準として、安全帯の取付設備を取り付ける場合には、地上、作業床等の安全な場所で行わなければならないこととし、やむを得ず墜落による危険がある場所での取付けに係る基準を規定として定めた。	平成20年度 (新規)
第17条	(点検等) 会員は、安全帯の取付設備については、あらかじめ、点検者を指名し、その者に次の各号に掲げる事項を点検させ、異常がある場合には、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。 (1)取付金具の亀裂、変形、ゆるみ、脱落等の有無 (2)親綱の摩耗、変形、損傷、腐食等の有無 (3)素線又はストランドの切れ、ゆるみ等の有無 (4)緊結箇所のゆるみ等の有無	点検者の指名一災防規程独自のもの	法令で定めのある安全帯の取付設備の点検、補修の実施のほか、自主基準として点検者の指名、点検項目を定めた。	平成20年度 (新規)
第18条	(架設通路) 会員は、架設通路を設ける場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。 (1)床は、幅が40cm以上で、かつ、床材間のすき間が3cm以下であること。 (2)床材は、強度上の著しい欠点となる変形、腐食等がないものであること。 (3)手すりは、次によること。 ア 丈夫な構造であること。 イ 材料は、著しい損傷、腐食等がないものであること。 ウ 床面からの高さは90cm以上として、中さんを設けること。 エ 必要に応じて、幅木を設けること。 (4)こう配は30度以下とすること。ただし、階段を設けたものについては、この限りでない。 (5)こう配が15度を超えるものには、踏さんその他の滑止めを設けること。	(1)、(2)、(3)イ、ウ、エは災防規程独自のもの	建築物との間の通行設備に限定せず、工事現場内のすべての「架設通路」を対象とした。また、法令にあわせて「階段の架設通路」を新たに条文に追加した。	平成20年度 (一部改正)
第19条	(悪天候時の作業の禁止) 会員は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、墜落の危険が予想される場合には、第11条各号に掲げる作業を行ってはならない。	安衛則第564条に規定する足場の組立等の作業以外に作業についても規定した。	「気象等の悪条件下の作業の禁止」の範囲を拡大した。	平成20年度 (一部改訂)
第20条	(防護設備の設置) 会員は、高さ2m異常の開口部等には、次のいずれかに掲げる防護設備を設けなければならない。この場合において、手すりを設けたときは、中さん及び幅木(必要な場合に限る。)を設けるものとする。 (1)床面からの高さが90cm以上の手すり、囲い等 (2)滑動防止措置を講じた覆い	手すりの高さ90cm、中さん、幅木の設置一災防規程独自のもの	対象を開口部のほか、「作業床の端」を加え、「手すりの高さ」をガイドライン等の指導基準に合わせ、手すりの高さを90cmとし、中さん及び幅木の設置について自主基準として規定を設けることとした。	平成20年度 (一部改訂)
第21条	(点検等) 会員は、開口部の防護設備については、あらかじめ、点検者を指名し、その者に防護設備の状態について点検させ、異常がある場合には、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。	災防規程独自のもの	自主基準として、点検者を指名することにより、防護設備の安全の確認を徹底することとした。	平成20年度 (一部改訂)
第22条	(表示) 会員は、開口部等の防護設備を取り外して作業を行う場合には、「開口部使用中注意」等の表示をしなければならない。	災防規程独自のもの	関係者の立入禁止を含め、開口部の防護設備を取りはずした場合の注意表示をすることとした。	平成20年度 (一部改訂)
第24条	(足場に設ける手すり等) 会員は、足場に設ける手すり等については、次の各号に掲げるところによらなければならない。 (1)丈夫な構造とすること。 (2)材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。 (3)手すりの床面からの高さは90cm以上として、中さんを設けること(軒の高さ10メートル未満の木造家屋等低層住宅建築工事において、当該作業を行う場合を除く。) (4)必要に応じて、幅木を設けること。	(3)、(4)について、災防規程独自のもの	手すりの高さを90cmとし、中さんを設けることとした。	平成20年度 (一部改訂)

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第25条	(点検等) 会員は、足場に設けた作業床、手すり等については、あらかじめ、点検者を指名し、その者に作業床、手すり等の状態について点検させ、異常がある場合には、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。	点検者を指名すること→防災規程独自のもの	点検者の指名を明示することとした。	平成20年度 (一部改訂)
第26条	(最大積載荷重等の表示等) 会員は、足場の構造及び材料に応じた作業床の最大積載荷重及びそれに載せる主な材料等の種類ごとの最大数量を表示するとともに、作業床の破損を防止するため、作業床に物を載せる場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。 (1)集中荷重にならないようにすること。 (2)著しい衝撃を与えないようにすること。	作業床に載せる主な材料等の種類ごとの最大数量を表示→防災規程独自のもの	作業床に載せる物を材料等として対象とするもの明確化を図った。最大数量を表示することで、最大積載荷重がより分かりやすく周知しやすくなる。	平成20年度 (一部改正)
第27条	(足場を使用する場合の禁止事項等) 会員は、足場を使用する作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1)昇降設備以外の場所からの昇降の禁止 (2)許可された場合以外の足場の部材の取外しの禁止	防災規程独自のもの	足場の指定された場所等以外での昇降の禁止を明確にした。	平成20年度 (一部改訂)
第28条	(移動式足場) 会員は、脚輪を取り付けた移動式足場を使用する場合には、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1)昇降設備、作業床及び手すりを設けること。 (2)手すりは、次によること。 ア 丈夫な構造とすること。 イ 材料は著しい損傷、腐食等がないものとする。 ウ 床面からの高さは90cm以上として、中さを設けること。 エ 必要に応じて、幅木を設けること。 (3)作業者を乗せたまま移動させることを禁止すること。 (4)脚輪のストッパーを掛けること(移動させる場合を除く。)	(2)イ、ウ、エ、(3)は防災規程独自のもの	移動式足場のストッパーのかけ忘れ等による災害が多いことから、新たに追加した。	平成20年度 (新規)
第29条	(作業指揮者の指名等) 会員は、足場における作業(第12条各号の作業及び足場の組立て、解体又は変更の作業を除く。)を行う場合には、あらかじめ、作業指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させるとともに、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)作業者が安全帯を適切に使用していることを確認すること。 (2)作業者が保護帽及び安全靴等安全な履物を着用していることを確認すること。 (3)足場からの材料、工具等の落下を防止するため、足場上の整理整頓の状況を確認すること。 (4)足場の作業床に載せてある物が表示してある最大積載荷重等を超過していないことを確認すること。	防災規程独自のもの	足場からの墜落、転落災害を防止するため、足場作業においては、作業指揮者を指名し直接指揮させることとした。	平成20年度 (一部改訂)
第30条	(歩み板等の設置等) 会員は、作業者が、スレート、毛木板等でふかれた屋根の上での作業又はその屋根の上を通行する場合には、幅30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる作業者の危険を防止するための措置を講じなければならない。	屋根の上を通行する場合→防災規程独自のもの	スレート屋根等における作業行動には、作業そのものと移動中とがあるが、その踏み抜きの危険性には差異はないので、移動中を含めて規程として定めた。	平成20年度 (一部改訂)
第31条	(歩み板の設置方法) 会員は、歩み板が滑動、てんびん等を起こさないよう緊結しなければならない。	防災規程独自のもの	歩み板が滑動、脱落による転落を防止するため、歩み板を緊結することとした。	平成20年度 (一部改訂)
第32条	(屋根足場の設置) 会員は、こう配が31度(6/10こう配)以上の屋根の上において作業を行う場合には、屋根足場を設置し、幅20cm以上の作業床を2m以下の間隔で設けなければならない。	屋根足場を設置し→防災規程独自のもの	屋根足場の設置基準を現行の通達やガイドライン等の指導基準に合わせた。	平成20年度 (一部改訂)
第33条	(スレート等に衝撃を与える行為の禁止等) 会員は、スレート等の屋根上で作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1)スレート等の屋根への飛び降り、材料、工具等の投げおろしのスレート等の屋根に衝撃を与える行為を行わないこと。 (2)安全靴等の安全な履物を着用すること。	防災規程独自のもの	特に危険な作業時の不安全行動の禁止を自主基準として定めた。	平成20年度 (一部改訂)
第34条	(作業指揮者の指名等) 会員は、スレート等の屋根上で作業を行う場合には、あらかじめ、作業の指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させるとともに、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)作業者の歩み板又は作業床の使用状況を監視すること。 (2)作業者が安全帯を使用していることを確認すること。 (3)作業者に前条の規定を遵守させること。	防災規程独自のもの	自主基準として、作業指図者を作業指揮者に修正した。	平成20年度 (一部改訂)
第37条	(調査及び計画) 会員は、工事の施工計画を立てる場合又は作業中に必要が生じた場合には、次の各号に掲げる事項について調査し、感電による危険の防止に必要な計画を立てなければならない。 (1)架空電線の近接状況 (2)地中電線の敷設状況 (3)電気機械器具等の電気使用設備の種類及びその状況 (4)変電設備の状況	防災規程独自のもの	工事の施工計画に、必要に応じて現場に設置されている既設の自家受変電設備を加えた。	平成20年度 (一部改訂)
第38条	(作業者の指名等) 会員は、法令の定めるところにより、低圧の充電電路の敷設若しくは修理の作業及び区画された場所に設置する低圧電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の作業を行う場合には、あらかじめ電気取扱業務に係わる特別教育を修了した者から作業者を指名し、その者に作業を行わせなければならない。 2 会員は、前項の規定により低圧電路を接続させる場合には、接続器具、接続箱を用いて感電の危険のおそれがないようにしなければならない。	「・・・作業者を指名しなければならない。」は、防災規程独自のもの	低圧電路に係る機器の取り扱いに関する特別教育等の関係条文をまとめ、特別教育修了者であっても、事業者から指名された者とした。	平成20年度 (一部改訂)
第39条	(停電作業) 会員は、停電して作業を行う場合には、電源の操作を担当する者との連絡を確実に取るとともに、作業中、開閉器に施錠し、若しくは通電禁止を表示し、又は監視人を置くことにより、不意の通電による感電を防止しなければならない。	「・・・連絡を確実に取るとともに・・・」は、防災規程独自のもの	工事現場内での電気工事は、停電作業を前提として行うことを基本とし、停電作業に際して「施錠」、「監視人」を加えることにより、電源側の開閉器の誤操作等による感電防止対策を明確にした。	平成20年度 (一部改訂)
第42条	(作業方法の指示) 会員は、高圧架空電線等に近接して作業を行う場合には、あらかじめ、感電を防止するため安全な離隔距離の確保等、その作業方法について指示しなければならない。ただし、第40条により停電及び移設した場合を除く。	防災規程独自のもの	高圧活線近接作業について、「安全な離隔距離の確保」を加えて、「作業方法」、「作業手順」の安全化を図ることとした。	平成20年度 (一部改訂)

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法 令 水 準	当該規定を設けた理由	設定年度
第44条	(感電防止用漏電しや断装置の設置等) 会員は、法令の定めるところにより、移動式電動機械器具(ベルトコンベヤ、コンクリートミキサー等をいう。)又は可搬式電動機械器具(電気ドリル、電動グラインダ等をいう。)を使用する場合には、これらの電動機械器具が接続される電路の定格に適合し、感度良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電しや断装置を使用しなければならない。 ただし、その措置を講ずることが困難な場合には、移動式電動機械器具又は可搬式電動機械器具の金属製外わく等を接地しなければならない。 2 前項の接地線の被覆は、緑色としなければならない。ただし、やむを得ず緑色の被覆でないものを使用する場合には、接地線の両端に緑色のテープを巻かなければならない。 3 第1項の電気機械器具に接続する移動電線は、単相用では3心、三相用では4心のものを使用し、そのうちの1心を専用の接地線としなければならない。 4 前各項の規定は、二重絶縁構造の電動機械器具には適用しない。	第2項の「…被覆の色は緑」及び「…単相用では3心、三相用では4心のものを使用し」が防災規程独自のもの	工事現場で使用する移動式若しくは、可搬式の低圧電気機械器具等に係るものを規定した。	平成20年度 (一部改訂)
第46条	(点検等) 会員は、移動式電動機械器具、可搬式電動機械器具及びアーク溶接機については、あらかじめ、点検者を指名し、その者に移動式電動機械器具、可搬式電動機械器具及びアーク溶接機の状態について点検させ、異常がある場合には、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。 2 会員は、定期的点検を、1月を超えない一定の期間ごとに行わなければならない。	「…点検者を指名し、…」は、防災規程独自のもの	感電災害防止のために、関係法令に加え、点検者の指名を規定したものである。	平成20年度 (一部改訂)
第49条	(施工計画) 会員は、地山の掘削の作業を行う場合には、前条の調査に基づいて、次の各号に掲げる事項について、計画を立てなければならない。 (1) 施工の時期、方法及び順序 (2) 掘削の順序に応じた安全なこう配のとり方 (3) 掘削の作業を行う場合又は掘削面の下方で作業を行う場合には、掘削箇所の上部の地山若しくは掘削面の崩壊又は落石を防止するための防護の方法 (4) 土止め支保工等の構造 (5) 排水の方法 (6) 掘削面又は土止め支保工等の点検及び補修等の方法 2 会員は、地山の掘削の作業を行う場合において、地質の変化、異常な湧水等が発見されたときには、直ちに、その状態に応じて計画を変更する等必要な措置を講じなければならない。	掘削面の勾配の基準→安衛則356条 材料→安衛則368条 土止め支保工の構造→安衛則369条 点検→安衛則356条、373条 以外は自主基準 等を含む施工計画の策定は、防災規程独自のもの	地山の崩壊による労働災害を防止するため、(1)～(6)に掲げる事項を含む施工計画によって作業を行うことを規定したものである。	平成20年度 (一部改訂)
第50条	(立入禁止等) 会員は、地山の掘削の作業を行う場合には、作業箇所及びその下方に関係者以外の者の立入を禁止するとともに、その旨を表示し、又は監視人を置く等の措置を講じなければならない。	作業箇所、下方に関係者以外の立入禁止をして表示をずるか監視人を配置すること →防災規程独自のもの	安衛則第361条に定める労働者の立入を禁止する等による対策をより明確にした。	平成20年度 (一部改訂)
第52条	(掘削した土砂等の置き方) 会員は、掘削面の肩に接近して、掘削した土砂又は工事用の資材等を置いてはならない。ただし、やむを得ない場合において、土止め支保工を補強する等の措置を講じたときは、この限りでない。	防災規程独自のもの	土砂崩壊防止のために、掘削面に影響を与える位置に土砂や資材を置いてはならないことを規定した。	平成20年度 (一部改訂)
第55条	(補強) 会員は、土止め支保工の腹おこし、切りばり等を足場として使用し、又はこれらに重量物を載せてはならない。ただし、やむを得ない場合において、支柱又は方杖等で補強したときは、この限りでない。	防災規程独自のもの	設置した腹おこし、切りばりを足場として使用して発生した墜落転落災害、資機材を載せていて、崩壊した事例があることから規定を設けた。	平成20年度 (一部改訂)
第66条	(調査) 会員は、車両系建設機械を用いて作業を行う場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を調査しなければならない。 (1) 地山の地形、地質、含水、湧水等の状況 (2) 埋設物、架空電線等の有無及びその状況 (3) 既設の道路の状況 (4) 既設の建設物の状況	(2)～(4)は防災規程独自のもの	安衛則第154条で定める転落等の災害防止のほか、市街地等におけるガス・水道等の埋設物や架空電線等の損傷に伴う災害防止について定めたものである。	平成20年度 (一部改訂)
第68条	(運転者の指名等) 会員は、車両系建設機械を用いて作業を行う場合には、当該車両系建設機械の種類及び能力に応じて、あらかじめ、法令に定める資格を有する者の中から運転者を指名し、その者の氏名を当該車両系建設機械に掲示しなければならない。	防災規程独自のもの	作業計画に基づき運転者を配置する場合、車両系建設機械の運転者を指名し、掲示することにより、作業中に周囲からも誰が運転者であるかが明確にわかり、資格を有していない者の運転による労働災害の防止を図ることができるため。	平成20年度 (一部改正)
第72条	(制限速度等) 会員は、作業現場の車両系建設機械の走行路の必要箇所、制限速度、高さ制限、危険箇所等の標識を設けなければならない。	必要箇所に、制限速度、高さ制限、危険箇所等の標識を設ける→防災規程独自のもの	車両系建設機械の転落等による運転者自身の災害防止と安全な通路が確保できない狭隘な場所での車両系建設機械と作業者の混在、夜間作業を考慮し、見やすい箇所に表示し関係者に周知することとした。	平成20年度 (一部改正)
第77条	(コンクリートポンプ車の作業) 会員は、コンクリートポンプ車を用いて作業を行う場合には、第69条に定めるもののほか、その構造上定められたブーム先端ホース長を守らなければならない。	防災規程独自のもの	コンクリートポンプ車の「安全等に関するガイドライン」に定める注意銘板に表示してある「先端ホース長さ制限」以内で使用することを規定した。	平成20年度 (新規)
第78条	(ブーム下の作業禁止) 会員は、コンクリートポンプ車のブーム使用時には、ブーム下における作業を禁止しなければならない。	防災規程独自のもの	災害発生状況に鑑み、ブーム直下には作業者が立ち入ることを禁止した。	平成20年度 (新規)
第107条	(安全確認者の選任等) 会員は、木材加工用機械を用いて木材を加工する作業を行う場合には、あらかじめ安全確認者を選任し、その者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 作業を直接指揮すること。 (2) 適正な安全装置及び治具、工具等の使用状況を確認すること。 (3) 点検の実施及びその実施状況を確認すること。 (4) 関係者以外の者が立ち入っていないことを確認すること。	防災規程独自のもの	建設業における木材加工用機械の労働災害は、その多くが作業主任者の選任を必要としない5台未満の機械を設置する現場で発生している。このことから、これらの作業現場においても、作業主任者に準じた安全確認者を置くことを規定することによって労働災害の防止を図るため。	平成20年度 (新規)
第108条	(安全確認者の氏名等の掲示) 会員は、前条により選任された安全確認者の氏名等を作業場の見やすい箇所に掲示しなければならない。	防災規程独自のもの	前条と併せ、安全確認者の指名等の掲示を規定した。	平成20年度 (新規)
第111条	(点検等) 会員は、丸のこ盤ガイドライン等に定めるところにより、作業開始前に、木材加工用機械及びその安全装置等について、点検しなければならない。また、1年ごとに1回、定期自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。 2 会員は、前項の点検及び自主検査の結果、異常がある場合には、当該木材加工用機械及びその安全装置等について、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。	防災規程独自のもの	木材加工用機械等の作業開始前点検と1年に1回の定期自主検査の実施を規定し、併せて実施結果の記録と異常箇所の補修について規定した。	平成20年度 (新規)
第117条	(コンクリートの打設) 会員は、コンクリートを打設する場合には、型枠支保工に偏荷重がかからないように打設計画を定め、かつ、当該計画により作業を行わなければならない。	防災規程独自のもの	災害発生状況に鑑み、コンクリートの打設にあたっては、偏荷重がかからないようにあらかじめ打設計画を定めて行うよう規定した。	平成20年度 (一部改訂)

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第118条	(取扱い及び保守) 会員は、型枠支保工に用いる部材の取扱い又は保守管理を行う場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。 (1) 損傷、曲り等が生じるような乱暴な取扱いをしないこと。 (2) 損傷又は変形の著しいものは、取替又は修理すること。 (3) さびを落とし、塗装すること。 (4) ねじ部分の付着物を取り除き、塗油すること。	防災規程独自のもの	仮設機材(型枠支保工の部材)の経年変化による災害を防止するため、仮設機材の管理について規定した。	平成20年度 (一部改訂)
第120条	(作業計画等) 会員は、足場を組み立てる場合には、足場の倒壊等を防止するため、あらかじめ、作業の方法、順序等の作業計画を定め、かつ、当該計画にしたがって作業を行わなければならない。	防災規程独自のもの	足場の組み立て等の作業の安全施工を図るうえで、事前に組立て手順等の作業計画を定めておくことは極めて重要なものであるため。	平成20年度 (新規)
第121条	(筋かいを取り外す際の補強) 会員は、枠組足場の壁面側の筋かいを取り外すことにより倒壊するおそれがある場合には、あらかじめ、その箇所の上下に布、水平筋かい又は布枠を設けなければならない。	防災規程独自のもの	枠組み足場については、その強度を低下させないよう、あらかじめ筋かいを取り外す箇所を検討し、補強する必要があるため。	平成20年度 (一部改訂)
第123条	(壁つなぎの取付方法) 会員は、壁つなぎを設ける場合には、建地と布との交差点に接近した位置で、足場面に対して直角に取り付けなければならない。	防災規程独自のもの	壁つなぎの取り付け方法について、強度上交差部に近接した位置に直角に取り付けることを規定したものである。	平成20年度 (一部改訂)
第128条	(計画の変更) 会員は、作業中に解体する工作物が、設計図書と異なり又は著しい劣化等が判明した場合には、工事を一時中止し、作業計画を修正し、当該作業計画により作業を行わなければならない。	防災規程独自のもの	災害発生状況等から、作業変更時の措置について、規程を定めた。	平成20年度 (新規)
第131条	(爆破の際の警報措置) 会員は、爆破により解体又は破壊の作業を行う場合には、あらかじめ、火薬の点火時刻を定め、サイレン、笛等を用いて警報しなければならない。	防災規程独自のもの	発破による解体工事は、国内では極めて限られているが、危険性の高さから自主基準として規定した。	平成20年度 (一部改訂)
第132条	(控え等) 会員は、コンクリート、煉瓦等で作られた壁、塀等を解体若しくは破壊し、又は電柱、煙突等を倒す場合には、不意の落下又は倒壊を防止するための控え、やらず等を設けて作業を行わなければならない。	防災規程独自のもの	災害発生状況、危険性の高さから自主基準として規定した。	平成20年度 (一部改訂)
第133条	(鉄骨等の解体) 会員は、鉄骨等の解体の作業を行う場合には、その一端をつり、又は支持して上げ下ろしの作業を行わなければならない。	防災規程独自のもの	災害発生状況、危険性の高さから自主基準として規定した。	平成20年度 (一部改訂)
第134条	(合図者の指名) 会員は、解体した部材等を上げ下ろしする場合には、あらかじめ、合図者を指名し、その者に合図を行わせなければならない。	防災規程独自のもの	災害発生状況、危険性の高さから自主基準として規定した。	平成20年度 (一部改訂)
第135条	(幅木等) 会員は、材料等が落下するおそれのある箇所に材料等を置く場合には、作業床の端に幅木を設け、材料等をワイヤロープ等で結束する等の方法により、落下を防止しなければならない。	防災規程独自のもの	災害発生状況、危険性の高さから自主基準として規定した。	平成20年度 (一部改訂)
第136条	(朝顔、防網等) 会員は、材料等が落下するおそれのある箇所には、次の各号に掲げる事項を満たす朝顔、防網等を設けなければならない。 (1) 著しい損傷、腐食等がないこと。 (2) 継ぎ目はすき間がないこと。	安衛則537条では、防網を規定している。朝顔等を設け、その性能を規定している部分は防災規程独自のもの	物体の落下による危険の防止のため、防網の他に朝顔等の設置とその性能を規定することで、より安全性を高めた。	平成20年度 (一部改訂)
第140条	(道路工事等の走行路上の作業場所での災害防止対策) 会員は、道路工事等の走行路上の作業場所では、走行車両が現場内に入るとする危険を防止するため、適切な交通整理員を配置し、囲い、柵、ガード等を設置しなければならない。	防災規程独自のもの	道路等走行路上の作業場所(例えば、道路の改修工事や橋梁の架け替え工事等の作業場所)において、第三者の通行車両が作業場所に入るとすることによる交通労働災害の防止を図るため。	平成20年度 (一部改正)
第141条	(作業者の送迎の際の災害防止対策) 会員は、作業者の送迎のためにマイクロバス、ワゴン車等を使用する場合には、安全な運行経路を指定し、あらかじめ、指名した者に運転をさせるよう努めなければならない。	防災規程独自のもの	マイクロバス等による作業場所まで労働者を送迎する際の交通労働災害の防止を図るため。	平成20年度 (一部改正)
第142条	(工事現場内での資材搬入等の車両に対する災害防止対策) 会員は、工事現場内で資材搬入等の車両を運行する場合には、運行経路を定め、誘導者を配置しなければならない。	防災規程独自のもの	工事現場内の工事車両等による災害の防止を図るため。	平成20年度 (一部改正)
第163条	(アーク溶接作業等) 会員は、アーク溶接作業等を行う場合には、作業者に粉じんの有害性を認識させるとともに、粉じん作業等の明示及び呼吸用保護具の適切な使用を徹底させなければならない。	防災規程独自のもの	粉じんによる健康障害防止のため、アーク溶接作業のほか、コンクリート構造物の解体、はつり作業等も粉じん防止対策の対象作業として規定した。	平成20年度 (新規)
第175条	(振動による健康障害の防止) 会員は、振動による健康障害を防止するため、「振動障害総合対策要綱」(平成5年3月31日付け基発第203号)の遵守の徹底に努めなければならない。	防災規程独自のもの	振動障害は建設業において多発しており、振動工具の選択、作業管理の実施により、健康障害の発生を防止するため。	平成20年度 (新規)
第176条	(熱中症の防止) 会員は、熱中症を予防するため、「熱中症の予防について」(平成8年5月21日付け基発第329号)の遵守の徹底に努めなければならない。	防災規程独自のもの	建設業において、暑熱環境下が多くなる夏季の屋外での作業、狭隘で換気不十分な場所での作業における熱中症による労働災害を防止するため。	平成20年度 (新規)
第177条	(一酸化炭素中毒の防止) 会員は、一酸化炭素中毒の防止のため、「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン」(平成10年6月1日付け基発第329号)の遵守の徹底に努めなければならない。 2 会員は、コンクリート養生作業において、練炭等を用いる場合には、十分な換気をした後でなければ関係作業者を立ち入らせてはならない。	防災規程独自のもの	屋内等における内燃機関の使用、冬季の暖房、コンクリート打設時の養生に使用する練炭コンロ等による一酸化炭素中毒による災害を防止するため。	平成20年度 (新規)
第178条	(騒音障害の防止) 会員は、騒音障害の防止のため、「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)の遵守の徹底に努めなければならない。	防災規程独自のもの	建設業において解体、掘削等の作業において使用する、機械、工具類から発生する騒音による労働災害の防止のため。	平成20年度 (新規)

労働災害防止規程の法令以上の上乗せ規定

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第10条の2	●自主的な安全衛生活動 (自主的な安全衛生活動の促進) 会員は、事業場におけるリスクの低減を図ること等による安全衛生水準の向上を図るため、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施並びに労働安全衛生マネジメントシステムの導入に努めなければならない。	自主的な安全衛生活動として、リスクアセスメント導入の努力義務を課している。(安衛法第28条の2第1項)	陸運業における労働災害を更に減少させていくためには、安全衛生マネジメントシステムも含めた自主的な安全衛生活動の実施が不可欠であると考えらるから。	平成23年度(認可申請中。以下23年度は同じ。)
第11条3項から6項まで、第15条、第16条、第19条	●安全衛生教育 会員が行う安全衛生教育として、①危険有害業務従事者安全衛生教育、②能力向上教育、③作業指揮者教育、④交通労災防止担当者教育、⑤自動車運転業務従事者教育、⑥腰痛予防教育を追加した。	事業主が行わなければならない安全衛生教育として、雇入れ時教育、作業変更時教育、特別教育がある。(安衛法第59条)	交通労働災害や荷役作業に係る労働災害の防止等にこれらの教育が重要な役割を果たすと考えられるから。	昭和61年度(左記①～③)、平成12年度(左記④～⑥)
第20条	●教育計画等 (安全衛生教育計画) 会員は、第11条各号の安全衛生教育について次の各号に掲げる事項を定める事項を定めた計画を作成するものとする。①教育対象、②教育実施の時期、③教育内容、④教育方法	法令上はこのような規定はない。	会員が実施する安全衛生教育について、その適切かつ有効な実施のために必要な事項を定めたものである。	昭和61年度
作業服装第28条	●通則(安全基準) (作業服装) 会員は、作業員に安全作業に適した服装で作業させるものとする。	法令上はこのような規定はない。	労働災害防止の観点から、このような規定を設けたものである。	昭和61年度
第29条、第30条	●通則 (安全な履物の使用) 会員は、従業員に作業を行わせるときは、滑りやすい履物又は脱げ易い履物を使用させないものとする。 ●会員は、従業員にスクラップ、鋼材、石材、原木、ドラム缶の取り扱いその他足を負傷するおそれのある作業を行わせるときは、安全靴その他安全な履物を使用させなければならない。	法令上はこのような規定はない。	労働災害防止の観点から、このような規定を設けたものである。	昭和41年度(第29条) 昭和61年度(第30条)
第31条3号、4号	●通則 (保護帽の着用) 会員は、従業員に次の各号に掲げる作業を行わせるときは、当該作業に適した保護帽を正しく着用させなければならない。 ①貨物自動車の荷台上又は積荷上の作業 ②はい作業 ③玉掛け作業 ④前各号のほか墜落又は物体の飛来若しくは落下の危険のある場所での作業	法令上は、保護帽の着用を、貨物自動車の荷台上又は積荷上の作業(1号)、はい作業(第2号)のみ義務付けている。	労働災害防止の観点から、保護帽着用範囲を広げたものである。	昭和41年度
第34条1項5号、7号、8号	●通則 (作業開始前点検) 会員は、従業員に次の各号に掲げる機械器具を用いて作業を行わせるときは、作業を開始する前に、当該機械器具の異常の有無を点検させなければならない。 ①車両系荷役運搬機械等 ②クレーン等 ③コンベヤー ④玉掛け用具 ⑤手車、手押し車及びコロ等 ⑥繊維ロープ、ワイヤロープ又はつりベルト ⑦フレキシブルコンテナのつりロープ又はつりベルト ⑧手かぎ、及び等の補助具	1号、3号、6号については安衛則第151条の25、34、41、57、63、69、75、82で、2号、4号についてはクレーン則第36条、第78条、第121条、第220条で、作業開始前点検を義務付けている。	労働災害防止の観点から、作業開始前点検の範囲を広げたものである。	昭和41年度(5号、8号) 平成3年度(7号)
第36条	●通則 (危険物の荷役運搬作業) 会員は、危険物の荷役運搬作業を行うときは、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。 ①荷の種類、性状等を確認し、これに適合した作業方法を従業員に指示すること。また、当該物質の危険性を周知させること。 ②～⑦省略	法令上は「⑦の安衛則第287条(静電気の除去)」を除き、このような規定はない。	危険物を搭載したタンク自動車の重大災害等が発生したため、その防止を図る観点から、このような規定を設けたものである。	昭和61年度 平成12年度(1項7号追加)
第37条	●通則 (安全作業マニュアル) 会員は、危険性の大きい作業又は頻度の高い作業について、安全作業マニュアルを作成し、安全な作業方法の徹底を図るものとする。 2 前項の安全作業マニュアルの作成に当たっては、リスクアセスメントを行うよう努めるものとする。	法令上はこのような規定はない。	1項は、従業員に危険な作業等を行わせる際には、安全作業マニュアルに基づき行わせることが、災害防止上より有効なため。2項は、リスクアセスメントを当該マニュアルに活かすことが特に効果的であるため。	昭和61年度(1項) 平成23年度(2項)
第40条	●貨物自動車等の積卸し作業 (飛乗り及び飛降りの禁止) 会員は、従業員に貨物自動車等への飛乗り又はこれからの飛降りをさせてはならない。	法令上はこのような規定はない。	貨物自動車等への飛乗り、飛降りによる打撲、捻挫等の災害が多いことから、これらの行為を禁止したものである。	昭和41年度
第41条	●貨物自動車等の積卸し作業 (積卸し作業) 会員は、従業員に荷を貨物自動車に積み作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。(抜粋) (1) 荷姿及び荷の重量並びに作業箇所について、作業開始前に下見すること。 (5) ドラム缶等は、原則として立積みとすること。ただし、やむを得ず立積み以外とする場合は確実な歯止めをする等荷の移動を確実に防止すること。 (8) フレキシブルコンテナ入りの荷は、2段階積み以下とし、目落し積みとすること。	法令上はこのような規定はない。ただし、9号の類似規定として、安衛則第151条の10第2号に「荷崩れ…」による労働者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートをかける等必要な措置を講ずること」という規定がある。	貨物自動車への荷積み作業の際の災害が多いことから、その際の安全確保のための措置を規定したものである。	昭和41年度 昭和61年度(8号) 平成23年度(5号但し書き)
第42条	●貨物自動車等の積卸し作業 (貨物自動車等からの荷卸し作業) 会員は、従業員に荷を貨物自動車等から卸す作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 荷姿及び荷の重量並びに荷を卸す箇所の状況について、作業開始前に下見すること。(以下省略)	貨物自動車については、2号の類似規定として、安衛則第151条の7に、荷の中抜き禁止規定がある。	貨物自動車等からの荷卸し作業の際の災害が多いことから、その際の安全確保のための措置を規定したものである。	昭和41年度
第43条	●貨物自動車 (補助具の使用) 会員は、従業員に、手かぎ、及び等を用いて積卸し作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせるものとする。 (1)手かぎ、及び等が荷に完全にかかっていることを確認すること。 (2)切れやすい荷縄に手かぎをかけないこと。	法令上はこのような規定はない。	手かぎや及び等を使って積卸し作業をする場合の仕事の段取りと、手かぎや及び等の使い方について定めたものである。	昭和41年度
第44条2号、3号	●貨物自動車 (繊維ロープの廃棄基準) 会員は、次の各号のいずれかに該当する繊維ロープを荷掛けに使用してはならない。 (2)よりの戻りがなくなったもの (3)著しく変色し、かつ、継ぎ目のあるもの	ストランドが切断したり(1号)、著しい損傷又は腐食した(4号)繊維ロープについては、安衛則第151条の68	荷掛け用具として使ってはならない繊維ロープの廃棄基準を定めたものである。	昭和41年度
第45条	●貨物自動車 (ワイヤロープの廃棄基準) 会員は、次の各号のいずれかに該当するワイヤロープを荷掛けに使用してはならない。(以下省略)	法令上はこのような規定はない。玉掛け用具としてのワイヤロープの規定を準用している。(クレーン則第215条)	荷掛け用具として使ってはならないワイヤロープの廃棄基準を定めたものである。	昭和41年度
第46条	●貨物自動車 (ロープ掛け作業) 会員は、従業員にロープ掛け作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 作業を開始する前に荷が安定していることを確認し、不安定な荷があるときは、積み直しを行い、又は荷受台等を用いて安定させること。(以下省略)	法令上はこのような規定はない。	ロープ掛け作業を行う場合の仕事の段取りと作業の方法について定めたものである。	昭和41年度

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第49条4号、6号、7号	●フォークリフト等 (フォークリフトの使用) 会員は、従業員にフォークリフトを用いて作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (4) 進行方向を見通せないかさ高な荷を運搬するときは、後進運転をするか、又は誘導者に誘導を行わせて前進運転をすること。 (6) 燃料を補給するときは、原動機を止めて行うこと。 (7) フォークリフトを従業員の昇降機に使用しないこと。	1号、2号、3号、5号、7号は、安衛則第151条の9、11、13、14、20に規定されている。なお、7号に関しては、第151条の14の但し書き「ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。」という文言がないため、この部分について上乗せ規定となっている。	フォークリフト作業を行う場合の作業方法について定めたものである。	昭和42年度(4号) 平成3年度(6号) 平成23年度(7号)
第50条1項(第49条6号、7号但し書きの準用)	●フォークリフト等 (ショベルローダー等の使用) 前条の規定は、ショベルローダー等を用いて作業を行わせるときに準用する。(「フォーク等」を「ショベル又はフォーク」と読み替える。)	1号、2号、3号、5号、7号は、安衛則第151条の9、11、13、14、29、30に規定されている。なお、7号に関しては、第151条の14の但し書き「ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。」という文言がないため、この部分について上乗せ規定となっている。	ショベルローダー等の作業を行う場合の作業方法について定めたものである。	平成3年度(6号) 平成23年度(7号)
第51条	●フォークリフト等 (フォークリフトの運転の業務) 会員は、従業員にフォークリフトの運転を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。(各号省略) 2 会員は、従業員にフレキシブルコンテナのつりロープ等をつけてフォークリフトの運転を行わせるときは、前項各号に定める事項のほか、次に掲げる事項を行わせなければならない。(各号省略)	法令上はこのような規定はない。	フォークリフトの運転方法について定めたものである。	昭和42年度(第51条1項) 平成3年度(第51条2項)
第52条(第51条1項の準用)	●フォークリフト等 (ショベルローダー等の運転) 前条第1項の規定は、ショベルローダー等の運転を行わせるときに準用する。	法令上はこのような規定はない。	ショベルローダー等の運転方法について定めたものである。	昭和62年度
第55条1号、5号、7号から11号	●クレーン等 (クレーン等の運転の業務) 会員は、従業員にクレーン等の運転を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 安全装置、警報装置等が確実に作動することを確認すること。(以下省略)	2号、3号、4号、6号は、クレーン則第23条、25条1項、第26条、第32条に規定されている。	クレーン等の運転方法について定めたものである。	昭和42年度
第57条	●クレーン等 (玉掛け作業) 会員は、2人以上の従業員で玉掛け作業を行わせるときは、当該作業の指揮を行う者を指名するものとする。	法令上はこのような規定はない。	玉掛け作業における指揮者指名について規定したものである。	昭和42年度
第58条	●クレーン等 (スリング通し) 従業員に荷を仮づりしてスリング通しをさせる際の作業方法について、会員に義務付けたもの。	法令上はこのような規定はない。	スリング通しの作業方法について規定したものである。	昭和42年度
第59条	●クレーン等 (運転の合図) 会員は、従業員にクレーン等を用いて作業を行わせるときは、合図者を指名し、その者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。ただし、玉掛けを要しない場合であって、クレーン等の運転者に単独で作業を行わせるときは、この限りでない。	合図者の指名はクレーン則第25条1項にあるが、合図の方法については、クレーン則にはない。	クレーン等を用いて作業を行わせる際の合図者の指名と合図の方法について規定したものである。	昭和42年度
第62条	●クレーン等 (手車又は手押し車の使用) 会員は、従業員に手車又は手押し車を用いて作業を行わせるときは、接続する電路に、次の各号に掲げる性能を満たす感電防止用漏電しや断装置を接続させなければならない。(以下省略)	法令上はこのような規定はない。	手車又は手押し車を用いた作業の際の従業員の遵守事項について規定したものである。	昭和42年度
第64条	●はい付け作業 (はい付け作業) 会員は、従業員にはい付けの作業を行わせるときは、次の各号に掲げる(2項は、フレキシブルコンテナのはい付け作業)の際の従業員の作業方法について、会員に義務付けたもの。	法令上はこのような規定はない。	はい付け作業の際の従業員の作業方法について規定したものである。	昭和62年度
第67条2項1号、2号	●貨物自動車運行付随 (誘導) 会員は、誘導により貨物自動車を前進させ、又は後退させるときは、当該貨物自動車の誘導者及び運転者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 誘導者は、前項の合図を確実に行うこと。 (2) 誘導者は、安全な場所で誘導すること。	法令上はこのような規定はない。 (第67条1項は、一定の誘導合図を定めなければならないとした安衛則第151条の8第1項と、第67条2項3号は、運転者は合図に従わなければならないとした安衛則第151条の8第2項5号と同旨である。)	貨物自動車の誘導者の誘導方法について規定したものである。	昭和41年度
第70条	●貨物自動車運行付随 (積荷の確認) 会員は、貨物自動車を運行する途中において、従業員に積荷の状態を確認をさせる必要があるときは、安全な場所に貨物自動車を停止させた後にこれを行わせるものとする。	法令上はこのような規定はない。	積荷の確認方法について規定したものである。	昭和41年度
第71条	●交通労働災害の防止 (会員が講ずる措置) 従業員に自動車等の運転を行わせる会員は、交通労働災害防止対策の積極的な推進を図るため、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準とあわせて、「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成20年4月3日厚生労働省基発第0403001号)に定められた、交通労働災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間等の管理及び走行管理、教育の実施、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚などの事項を徹底するように努めるものとする。	法令上はこのような規定はない。	交通災害の防止のために会員が講ずる措置について規定したものである。	平成13年度 平成23年度
第73条	●作業環境管理・作業管理 (有害物の荷役運搬作業) 会員は、有害物の荷役運搬作業の荷役運搬作業を行うときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 荷の種類、性状、荷に表示されている注意事項等を確認し、これに適合した作業方法を従業員に指示すること。また、当該物質の有害性を周知させること。(以下6号まで省略)	法令上はこのような規定はない。	有害物の荷役運搬作業の作業方法について規定したものである。	昭和61年度 平成23年度
第74条	●作業環境管理・作業管理 (重量物の取扱い作業) 第74条 会員は、人力により重量物を取り扱う作業を行うときは、次の各号に掲げる事項を行うよう努めなければならない。 (1) 荷姿を改善し、荷の重量や重心の位置を明示すること。(以下5号まで省略)	法令上はこのような規定はない。	人力による重量物取扱い作業の作業方法について規定したものである。	昭和61年度
第75条2項	●作業環境管理・作業管理 (倉庫内等の作業) 第75条 2 会員は、倉庫、地下室の内部等の屋内作業場において内燃機関を有するフォークリフト等を使用するときは、内部の換気を十分行わなければならない。	法令上はこのような規定はない。 (第75条1項の臭化メチル等を用いて燻蒸を行う倉庫等における作業については、特化則第38条の14)	倉庫内等で内燃機関を有するフォークリフト等を使用する際の作業方法について規定したものである。	昭和61年度

労働災害 防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第83条2 項、5項、6 項	<p>●健康の保持増進 (健康の保持増進) 第83条</p> <p>2 会員は、従業員に職場体操を行わせるよう努めなければならない。</p> <p>5 会員は、中高年齢者の年齢、体力等に応じた作業方法等の適正化に努めるものとする。</p> <p>6 会員は、常時50人未満の従業員を使用する場合においては、地域産業保健センターを利用することにより、従業員に対する健康指導、健康相談等の充実に努めるものとする。</p>	<p>法令上はこのような規定はない。 (1項については安衛法第69条、3項、4項に ついては安衛法第70条)</p>	<p>従業員の健康の保持増進のための方法について規定したものである。</p>	<p>昭和61年度(2 項、5項) 平成13年度(6 項)</p>

労働災害防止規程の法令以上の上乗せ規定

林業・木材製造業労働災害防止協会

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第4条の2	<p>●安全衛生管理体制 (リスクアセスメントの実施) 会員は、作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき等関係法令の定める時期に、建設物、設備、原材料、工具等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、関係法令、通達及びこの規程に定める措置を講ずるほか、作業者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。</p>	<p>自主的労働災害防止活動の一つとして、リスクアセスメント導入の努力義務を課している（安衛法第28条の2第1項）。</p>	<p>林業及び木材製造業における労働災害を更に減少させていくためには、危険の芽を事前に摘み取る仕組みであるリスクアセスメントを自主的労働災害防止活動として実施が不可欠であると考えから。</p>	平成20年
第7条	<p>●安全衛生管理体制 (危険予知活動等) 会員は、危険予知ミーティング、指差し呼称を行う等の自主的労働災害防止活動の実施に努めなければならない。</p>	<p>自主的労働災害防止活動として、危険予知ミーティング、指差し呼称を行う等を努力義務として課している。</p>	<p>林業及び木材製造業における労働災害を更に減少させていくためには、自主的労働災害防止活動の実施が不可欠であると考えから。</p>	平成4年
第10条 第48条 第102条 第110条	<p>●伐木・造材作業、林業架線作業、林内作業車による集材作業及び造林作業 (服装) 会員は、伐木又は造材の作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1) 袖締め、裾締め、指先、指のよい作業服を着用する等安全な作業を行うことができる服装とすること。 (2) 保護帽を着用すること。 (3) 略 2 会員は、蜂刺されのおそれのある場所で作業者の場合は、あらかじめ作業者に医師による蜂レムギーの検査又は診察を受けさせ、重篤なアレルギー反応を起こす可能性のある作業員には、アドレナリンの自己注射器の処方及び交付を受けさせた後、当該作業地に携行させるよう努めなければならない。</p>	<p>第1項については、法令上このような規定はない。 第2項については、法令上このような規定はない。</p>	<p>労働災害防止の観点から、このような規定を設けた。 想定される事柄であるために設けた。ただし、当分の間は、努力目標とした。</p>	昭和41年ほか 平成20年
第160条	<p>●木材加工作業 (服装) 会員は、木材加工用機械作業及びこれに伴う作業を行う場合には、服装について、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1) 袖締め、裾締め、指先、指のよい作業服を着用する等安全な作業を行うことができる服装とすること。 (2) 滑るおそれなく、かつ、脱げにくい履物を使用すること。 (3) 作業帽を着用すること。ただし、飛来、落下、転倒、墜落等のおそれのある作業については、保護帽を着用すること。 (4) 巻き込まれるおそれのある作業については、手袋、前掛け、手ぬぐい等を着用しないこと。</p>	<p>法令上はこのような規定はない。</p>	<p>労働災害防止の観点から、このような規定を設けた。</p>	昭和42年
第16条	<p>●伐木・造材作業 (近接作業の禁止) 会員は、立木を伐倒する場合には、立木の樹高の1.5倍の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせなければならない。</p>	<p>法令上はこのような規定はない。</p>	<p>労働災害防止の観点から、このような規定を設けた。 抽象的な言い方ではなく、具体的な数値での表現とした。</p>	昭和41年
第17条	<p>●伐木・造材作業 (危険標識の設置) 会員は、伐木又は造材の作業を行う場合には、危険が予想される通路、搬出路等の近くに作業中等の危険標識を設けなければならない。</p>	<p>法令上はこのような規定はない。</p>	<p>伐木、造材作業を実施している山に入る者は、林業作業員以外の者もいるので、その者への注意喚起を行う必要があるために設けた。</p>	昭和41年
第19条	<p>●伐木・造材作業 (指示を要する伐木) 会員は、次の各号に掲げる業務に就かせる場合には、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、会員が指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させなければならない。 (1) 控索を使用して行う伐木の業務 (2) 安全帯を使用して行う伐木の業務 (3) 伐倒の際に危害を及ぼすおそれのあるあばれ木又は空洞木の伐木の業務 (4) 重心が伐倒方向に対して著しく偏在している木の伐木の業務 (5) かり木となるおそれのある木の伐木の業務 (6) かり木の処理の業務</p>	<p>法令上はこのような規定はない。</p>	<p>危険な作業については、熟練労働者の起用を明確にした。</p>	昭和41年
第20条	<p>●伐木・造材作業 (かり木の処理) 会員は、かり木が生じた場合には、作業者に、速やかに次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。ただし、やむを得ずかり木を一時的に放置する場合は、当該かり木による危険が生ずるおそれがある場所に作業員等が近づかないよう、標識の掲示、テープを回すこと等の措置を講じさせなければならない。 (1) 事前踏査の際に、かり木に係る事項についても実地調査を行い、その結果に基づき、携行が必要な機械器具等を決定する等必要な準備を行うこと。 (2) 作業前には十分な打合せを行い、安全な作業方法を決定すること。 (3) 作業は、できるだけ2人以上の組で行うこと。 (4) 機械器具等は、次のイからハまでに掲げる場合に依りて使用し、安全な作業方法により処理すること。 イ かかっている木の胸高直径が20センチメートル未満であって、かつ、かり木が容易に外れることが予想される場合は、木回し、フェリングレバ、ターニングストラップ、ロープ等を使用して、かり木を外すこと。 ロ かかっている木の胸高直径が20センチメートル以上である場合又はかり木が容易に外れないことが予想される場合は、けん引具等を使用し、かり木を外すこと。 ハ 林内作業車、機械集材装置、高性能林業機械等を使用できる場合には、原則として、これらを使用して、かり木を外すこと。</p>	<p>第3号については、かり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン（平成14年3月28日付け基安安発第0328001号の別添）にこのような規定はない。</p>	<p>1人作業は、危険なことから、2人以上の組で実施することとした。</p>	平成12年
第21条	<p>●伐木・造材作業 (枝がらみの木、つがらみの木の伐倒) 会員は、枝がらみの木を伐倒する場合には、作業者に、できる限り伐倒前からならんでいる枝を取り除かせなければならない。取り除くことができない場合には、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 枝がらみの木が斜面の上下に位置しているときは、下方の木から伐倒すること。 (2) 枝がらみの木が斜面の左右に位置しているときは、小さい方の木から、枝がらみの反対の方向へ伐倒すること。 2 つがらみの木を伐倒する場合には、作業者に、できる限り伐倒前につる類を取り除かせなければならない。事前に取り除くことができない場合には、同じ方向に同時に伐倒することとし、まず、伐倒方向の側にある木の受け口を大きめに作り、追いつきを切り、くさびを打って重心を移動させておき、次に他の木を、先にくさびを打ったままにしておいた木の方向に倒し、同時に伐倒させなければならない。</p>	<p>法令上はこのような規定はない。</p>	<p>危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。</p>	昭和41年
第24条	<p>●伐木・造材作業 (退避路の整理) 会員は、前条の退避場所に通ずる退避路について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 枝葉、ささ等で退避の際に危害を及ぼすおそれがあるものを取り除くこと。 (2) 積雪がある場合には、雪を十分踏み固め、退避が円滑にできるようにすること。</p>	<p>法令上はこのような規定はない。</p>	<p>避難場所の選定を行うだけでは、不十分であるため、退避路の整理についても規定した。</p>	昭和41年

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第25条	●伐木・造材作業 (受け口及び追い口) 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、それぞれの立木について、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)受け口の深さは、伐根直径(根張りの部分を除いて算出するものとする。)の4分の1以上とすること。ただし、胸高直径が70センチメートル以上であるときは、3分の1以上とすること。 (2)受け口の下切り面と斜め切り面とのなす角度は、30度以上45度以下とすること。 (3)追い口の位置は、受け口の高さの下から3分の2程度の高さとすること。	第1号のただし書き及び第3項については、法令上このような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和41年
第26条	●伐木・造材作業 (くさびの使用) 会員は、伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20センチメートル以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和41年
第27条	●伐木・造材作業 (伐倒合図) 会員は、伐木の作業を行う場合には、伐倒について予備合図、本合図、終了合図を定め、かつ、作業者に、これらの合図を周知させなければならない。	法令上はこのような規定はない。	安全のために、合図の種類を定めた。	昭和41年
第28条	●伐木・造材作業 (合図確認と指差し呼称) 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)予備合図を行うこと。 (2)他の作業者が退避したことを応答合図により確認すること。 (3)本合図及び指差し呼称による確認を行った後、伐倒すること。 (4)伐倒を完了した後、終了合図をすること。	法令上はこのような規定はない。	安全のために、合図の種類を定めた。	昭和41年
第29条	●伐木・造材作業 (作業者の指名) 会員は、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を选秀のうえ、会員が指名した者でなければ風雪等により転倒した木、又は折損した木であつて、乱積(やがら)になつたものの造材の業務に就かせてはならない。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業については、熟練労働者の起用を明確にした。	昭和41年
第31条	●伐木・造材作業 (障害物の取り除き) 会員は、造材の作業を行う場合には、作業者に、おの、のこぎり、チェーンソー等の操作を阻害するおそれのあるかん木、枝条等を、あらかじめ、取り除かせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	安全に作業を実施するため、設けたものである。	昭和41年
第32条	●伐木・造材作業 (作業者の位置等) 会員は、斜面で玉切りの作業を行う場合において、材を切り落とすときは、作業者に、材の上方で作業を行わせ、かつ、作業者に、足先を材、チェーンソーの下に入れさせてはならない。	法令上はこのような規定はない。	安全に作業を実施するため、設けたものである。	昭和41年
第33条	●伐木・造材作業 (支え枝の処理) 会員は、枝払いの作業を行う場合には、作業者に、地面に接して材を支えている枝は、玉切りをし、材を安定させた後に、切り払わせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	安全に作業を実施するため、設けたものである。	昭和41年
第34条	●伐木造材機械による作業 (安全教育の実施) 会員は、伐木造材機械(フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ等をいう。以下同じ。)の運転を行う者に対し、次の事項について安全教育を行わなければならない。 (1)伐木造材機械の構造及び機能に関する事項 (2)伐木造材機械の操作に関する事項 (3)伐木造材機械の保守管理に関する事項	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第35条	●伐木造材機械による作業 (作業計画の作成) 会員は、伐木造材機械による作業を行う場合には、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形並びに当該伐木造材機械の種類及び能力に応じて、伐木造材機械の走行経路、作業方法等を内容とする作業計画を定め、作業者に周知徹底させなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第36条	●伐木造材機械による作業 (作業の指揮) 会員は、伐木造材機械による作業を行う場合には、当該作業の指揮者を定め、その者に前条の作業計画に基づく作業の指揮を行わせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第37条	●伐木造材機械による作業 (立入禁止) 会員は、次に掲げる箇所に、作業者を立ち入らせてはならない。 (1)伐木造材機械による作業を行っている場所の下方で、材の転落又は滑りによる危険を生ずるおそれのある箇所 (2)作業中の伐木造材機械又は扱っている材に接触するおそれのある箇所 (3)伐倒作業中は、運転席から伐倒する木の高さの2倍を半径とする円の範囲内 (4)造材作業中は、運転席からアーム・ブームを伸ばした距離の2倍を半径とする円の範囲内と材を送る方向	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第38条	●伐木造材機械による作業 (作業の合図) 会員は、伐木造材機械による作業を行う場合には、一定の合図を定め、運転者及び作業者に、この合図を行わせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第40条	●伐木造材機械による作業 (点検、整備) 会員は、伐木造材機械による作業を行う場合には、伐木造材機械について、点検項目を定め、その項目について、作業者に、始業時、1月を超えない期間ごとに1回及び1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、それぞれの点検を行わせなければならない。ただし、使用しない期間においては、この限りでない。 2 会員は、前項の点検により異常が認められたときは、直ちに補修、その他必要な措置を講じなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第41条	●伐木造材機械による作業 (走行) 会員は、伐木造材機械による作業を行う場合には、走行について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)伐木造材機械の走行に当たっては、走行する林内の勾配、斜面の状況及び荷重に応じた安全な操作及び速度で走行すること。 (2)林内の傾斜地を走行するときは、走行部の前進及び後進の方向を確認すること。 (3)斜面を下りるとき、積雪時又は凍結時には、緩い斜面でも横滑りをするので、特に低速度で、ゆっくり走行すること。 (4)作業機は、走行方向に向け、斜面や伐根に作業機が当たらない程度に低く下ろした姿勢で走行すること。 (5)林内の傾斜地をくり返し上り・下りする走行路は、凹凸のないように地ならしをし、根株、岩石等で走行の支障になるものは、あらかじめ除去しておくこと。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第42条	(旋回) 会員は、伐木造材機械による作業を行う場合には、旋回について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)適正な速度を保って旋回し、高速での旋回は行わないこと。 (2)傾斜地において、下部走行体を等高線方向に配置した状態で旋回すると、作業機が傾斜下方に向いたときに横転するおそれがあるので、注意すること。 (3)林内で作業機又は車体を旋回させるときは、作業機等が立木等に当たらないよう、十分なスペースがあるところを選び、周囲を確認すること。 (4)林内で作業機又は車体を旋回させるときは、旋回の範囲内に、他の作業者がいないことを確認すること。 (5)つかんでいる伐倒木や材が、車体に接触しない程度に、作業機を車体に近づけた状態で旋回すること。 (6)造材する土場で、材をつかんだ状態で旋回するときは、材や車体後部が他の機械や作業者に当たることのないよう、周囲を確認すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第43条	●伐木造材機械による作業 (伐倒作業) 会員は、伐木造材機械による作業を行う場合には、伐倒作業について、作業者に、次の事項を行わせなければならない。 (1)伐倒する立木及び林地の状態から倒す方向を見定め、確実に伐倒を行うこと。 (2)伐倒する立木の周囲にある障害物は、あらかじめ除去しておくこと。 (3)運転席から伐倒する木の高さの2倍を半径とする円の範囲内に、他の作業者がいないことを確認すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第44条	●伐木造材機械による作業 (集積作業) 会員は、伐木造材機械による作業を行う場合には、集積作業について、作業者に、次の事項を行わせなければならない。 (1)材が転落又は滑落しない箇所に集積すること。 (2)作業機がつかんだ材を下ろす際の衝撃によって、すでに集積された材が滑落等を起こさないように注意すること。 (3)つかんだ材を回転移動するときに、材の元口の部分が運転席などの部分に接触しないよう確認しながら行うこと。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第49条	●林業架線作業 (危険標識の設置) 会員は、林業架線作業を行う場合には、危険が予想される通路、搬出路等の近くに作業中等の危険標識を設けなければならない。	法令上はこのような規定はない。	伐木、造材作業を実施している山に入る者は、林業作業以外の者もいるので、その者への注意喚起を行う必要があるために設けたものである。	昭和43年
第51条	●林業架線作業 (退避) 会員は、林業架線作業中の非常の場合には、作業者を、あらかじめ、定めた安全な場所へ速やかに退避させなければならない。	法令上はこのような規定はない。	伐木、造材作業の「退避場所の選定」に準じて規定を設けた。	昭和43年
第52条	●林業架線作業 (柱上作業) 会員は、柱上作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1)柱の昇降には安全な用具又は器具を使用すること。 (2)墜落による危害を受けるおそれがあるときは、安全帯を使用すること。 (3)柱上より器具、工具類を投下しないこと。 (4)降雨、降雪、結氷等により滑るおそれのあるときは、作業を行わないこと。	法令上はこのような規定はない。	作業の安全を図る観点から設けた。	昭和43年
第54条	●林業架線作業 (立入禁止箇所) 会員は、林業架線作業を行う場合には、次の各号のいずれかに該当する箇所には、立ち入りを禁止する旨の明確な表示を行い、第2項に定める場合を除き、作業者を立ち入らせてはならない。 (1)主索の下であって、荷の落下又は降下により危害を受けるおそれのある箇所 (2)作業索の内角側であって、台付け索の切断、ガイドブロックの脱落等により危害を受けるおそれのある箇所 (3)柱上作業中の支柱の周辺 (4)その他作業者に危害を及ぼすおそれのある箇所 2 会員は、前項の箇所に作業者を立ち入らせる必要がある場合には、あらかじめ、林業架線作業主任者に連絡し、機械の運転を停止させる等の措置を講じ、危害発生のおそれのないことを確認させなければならない。	第1項第3号及び第4号並びに第2項については、法令上このような規定はない。	他の作業車の安全を確保する観点から設けた。	昭和43年
第55条	●林業架線作業 (盤台) 会員は、盤台を作設する場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)荷重に対して十分に耐え得る構造とすること。 (2)盤台を構成する支柱、けた、はり等は、鉄線、ボルト等により確実に固定すること。 (3)高さが2メートル以上の盤台であって、広さが十分あるものにあつては、墜落による危険のおそれのある端部から1メートルの箇所に表示をすること。 (4)相当の高さの盤台であつて、広さが十分ないものにあつては、適当な墜落防止設備を設けること。 (5)適当な退避場所を設けること。	法令上はこのような規定はない。	作業の安全を確保する観点から設けた。	昭和43年
第57条	●林業架線作業 (クリップの使用) 会員は、クリップの使用について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)クリップの種類及び取付個数は、次の表の左欄に掲げるワイヤロープの直径に応じて、同表の中欄に掲げるクリップの種類及び同表の右欄に掲げる取付個数とすること。 (表、省略) (2)クリップのU字側をワイヤロープの端末側にすること。 (3)クリップのナットは、各ナットに均一に力が作用するように十分締め付けること。 (4)クリップの取付間隔はワイヤロープの1よりの長さ(おおむねワイヤロープの直径の6.5倍)とすること。また、末端のクリップとワイヤロープの端末との間隔はワイヤロープの直径の6倍以上とすること。なお、6×7ワイヤロープの場合は8倍とすること。 (5)ワイヤロープを根株、立木等の固定物に取り付けるときは、当該固定物とその直近のクリップとの間隔を当該固定物の直径の1.5倍以上とすること。	法令上はこのような規定はない。	労働細が防止のため、グリップを使用してワイヤロープを止める方法について、具体的な規定がなかったことから規定した。	昭和43年
第58条	●林業架線作業 (試運転) 会員は、機械集材装置の組立て又は主索の張力に変更を及ぼすような変更をする場合には、主索の緊張度を検定し、かつ、最大使用荷重の荷重で試運転を行わせなければならない。 2 会員は、試運転終了後に、林業架線作業主任者に、点検をさせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	設置後いきなり本運転をすることは、危険でありことから、規定した。	昭和43年
第61条	●林業架線作業 (最大使用荷重等の指示) 会員は、機械集材装置を設置しようとする場合には、あらかじめ、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を示さなければならない。 (1)集材機、支柱、盤台等の配置の場所 (2)主索、作業索の種類及びその直径 (3)支間距離の合計 (4)支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比 (5)最大使用荷重 (6)集材機の最大けん引力	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第62条	<p>●林業架線作業 (集材機の据付け箇所) 会員は、集材機を据え付ける場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる要件を具備した箇所を選定させなければならない。 (1) 機体を水平に安定できること。 (2) 堅固なアンカーが取れること。 (3) 主索の直下でないこと。 (4) 合付け索の切断又はガイドブロックの脱落等により、作業索又はガイドブロックが反ばつ又は飛来するおそれがないこと。 (5) 落石、出水等による危険のないこと。 (6) 直近のガイドブロックからドラム幅の1.5～2.0倍程度の距離があること。</p>	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第63条	<p>●林業架線作業 (集材機の据付け) 会員は、集材機の据付けの作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 集材機のドラムを直近のガイドブロックに正対させること。 (2) 振動により横揺れし、又は張力により浮き上がり、若しくは引き出されることがないようにアンカーに確実に固定すること。 (3) 集材機に小屋がけを行うときは、運転に支障をきたさないものとする。</p>	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第64条	<p>●林業架線作業 (立木支柱の選定) 会員は、立木支柱の選定を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 索張り方式に適した十分な負担力を有する立木を選定すること。 (2) 前号に定める立木が存在しないときは、なるべくこれに近い負担力を有する立木を選定し、十分な探索、添え木等によりその強度を補強すること。</p>	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第65条	<p>●林業架線作業 (木製支柱の組立て) 会員は、木製支柱の組立ての作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 十分な負担力のある丸太材又は組立て柱を使用すること。 (2) 支柱の根元を地盤に十分に埋め込むこと。ただし、地盤が軟弱なときは、根かせを付け、又は砕石等を十分突き固めること。 (3) 探索で確実に固定すること。</p>	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第66条	<p>●林業架線作業 (当て木) 会員は、作業者に、立木支柱又は木製支柱のブロック及び探索の取付け位置には、当て木を取り付けさせなければならない。</p>	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第67条	<p>●林業架線作業 (鋼製支柱の組立て) 会員は、鋼製支柱の組立て作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 工作仕様書に基づいて正しく組み立てること。 (2) 支柱の根元に負担力に耐えるような工作を施すこと。 (3) 探索で確実に固定すること。</p>	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第68条	<p>●林業架線作業 (探索の方向) 会員は、元柱又は先柱の探索を張る作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 支柱と支間側の主索とのなす角(以下「前方角」という。)より、支柱と固定された側の主索とのなす角(以下「後方角」という。)が小さいときは、後方に張ること。 (2) 前方角より、後方角が大きいときは、前方に張ること。 (3) 前方角と後方角とが等しいときは、主索に90度程度に張ること。 (4) 探索と主索を含む鉛直面との角度は、45度程度とすること。 (5) 材の横取り等により、支柱にかかる張力が付加するおそれがあるときは、探索を二段に張る等の補強措置を講ずること。 2 会員は、向柱の探索を張る作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、向柱にかかる力の方向の反対方向の延長線を中心として、その両側に45度程度に張らせなければならない。</p>	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第69条	<p>●林業架線作業 (探索の支柱への取付け位置及び数) 会員は、支柱に探索の取付けの作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 各ブロックの取付け箇所より上方の位置に取り付けること。 (2) 各探索が各ブロックに接触しないようにすること。 (3) 探索の数は、人工支柱のときは7本以上、立木支柱のときは2本以上とし、支柱の強度により2本づつ増すこと。 (4) 支柱と探索とのなす角度は、45度以上60度未満とすること。ただし、地形の関係でこの角度が45度未満又は60度以上となるときは、探索の数を増すこと。</p>	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第70条	<p>●林業架線作業 (探索のアンカー) 会員は、林業架線作業主任者に、探索のアンカーとして十分な支持力のある根株、岩石等を選定させなければならない。</p>	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第71条	<p>●林業架線作業 (主索の固定) 会員は、主索を固定する作業を行う場合には、作業者に、主索の端部を立木、根株等の固定物であって堅固なものに2回以上巻き付け、クランプ、クリップ等を用いて確実に緊結させなければならない。</p>	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第72条	<p>●林業架線作業 (作業索の取付け) 会員は、作業索の取付け作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 作業索の端部をクランプ、クリップ等を用いて集材機のドラムに確実に取り付けること。 (2) 作業索は、2巻以上ドラムに残るようにすること。 (3) 作業索の他の端部を搬器、荷かけフック等にシャッフル又はクリップを用いて確実に取り付けること。 (4) 作業索が岩石その他の障害物に触れて摩擦を生ずるおそれのある箇所には、索受けローラーを設置すること。 (5) 固定物に取り付ける作業索は、立木、根株等の固定物で堅固なものに2回以上巻き付け、クランプ、クリップ等を用いて確実に取り付けること。</p>	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第73条	<p>●林業架線作業 (最大使用荷重等の表示) 会員は、集材機の据付け箇所の作業が見やすい位置に、次の各号に掲げる事項を明示した表示板を設置しなければならない。 (1) 支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比 (2) 最大使用荷重 (3) 主索及び作業索の種類及び直径 (4) 林業架線作業主任者及び機械集材装置の運転に係る特別教育修了者(以下「集材機運転者」という。)の氏名 (5) 予定使用期間</p>	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第74条	●林業架線作業 (台付け索の取付け) 会員は、台付け索を支柱、根株等に取り付ける場合には、作業者に、少なくとも腹側1回は巻き付けさせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第75条	●林業架線作業 (ガイドブロックの取付け) 会員は、台付け索にガイドブロックを取り付ける場合には、作業者に、台付け索の両端のアイの部分に、ガイドブロックのシャクルの部分を通さなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第76条	●林業架線作業 (集材機の運転) 会員は、集材機の運転を行う場合には、集材機運転者に、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 (1)運転中は、運転位置を離れないこと。 (2)急激な発進又は制動を行わないこと。ただし、やむを得ずこれを行ったときは、直ちに安全な箇所について点検を行うこと。 (3)運転中、集材機に異常な張力がかかったときは、直ちにドラムの回転を停止し、林業架線作業主任者に連絡し、点検を行わせること。 (4)ワイヤロープを乱巻きの状態で巻きとらないこと。 (5)集材機が異常音を発するときは、直ちに運転を停止し、点検すること。 (6)巻過ぎ防止の表示を超えて巻き込まないこと。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第77条	●林業架線作業 (荷かけ作業) 会員は、荷かけ作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)巻き上げの前に、荷が抜けるおそれがないかを確認すること。 (2)巻き上げの際には、安全な箇所に退避した後、巻き上げの合図をすること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第78条	●林業架線作業 (荷はずし作業) 会員は、荷はずし作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)荷が降下するときは、安全な箇所に退避すること。 (2)荷はずしは、荷が盤台又は地面に完全におりたことを確かめた後、行うこと。 (3)盤台に墜落を防止するための表示があるときは、表示の外に出て作業をしないこと。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第79条	●林業架線作業 (機械の据付け) 会員は、タワーヤードによる作業を行う場合には、機械の据付けについて、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)タワーヤードの据付け場所は、地盤の堅固なところとし、かつ、タワーが垂直に起立できる場所を選ぶこと。 (2)アウトリガー等の支持装置を設置する箇所については、地ならし又は敷板の使用によって水平な地面を確保し、不同沈下を防止すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第80条	●林業架線作業 (架設作業) 会員は、タワーヤードによる作業を行う場合には、架設作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)タワーの起立操作後は、タワーの垂直状態及び先柱への向きを確認し、起立固定装置によって確実に固定すること。 (2)タワーを確実に保持するため、控索は2本以上とし、先柱と逆方向に左右対象に、かつ、それらの最大開度が40度から60度の範囲で配置し、また控索のタワーとのなす角度は45度から60度の範囲とすること。 (3)先柱の控索は2本以上とし、控索と支柱とのなす角度は45度から60度の範囲とすること。 (4)主索、控索及び作業索を固定するときは、立木、根株等の堅固なものに2回以上巻き付け、かつ、クリップ等の緊結具を用いて確実に取り付けること。あるいは、これらの索の端部にアイ加工を施し、立木、根株等に巻き付けた台付け索とシャクル等で結合することによって確実に取り付けること。 (5)作業索の端部を搬器又はフックに取り付けるときは、クリップ止め、アイブライス等の方法により確実に取り付けること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第81条	●林業架線作業 (運転) 会員は、タワーヤードによる作業を行う場合には、運転について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)荷かけ作業を行っているときは、集材ウインチを停止すること。(作業員から合図があり安全が確認された場合に行う作業索を緩める操作を除く。) (2)荷かけ作業を完了したときは、合図を受けてから巻き上げ又は引き寄せの操作を行うこと。 (3)荷かけフックが搬器に接近したときは、目視によりそれを確認して、巻き上げ操作を停止すること。 (4)材が地表障害物等に引っかかったときは、巻き上げを停止すること。 (5)作業索の巻き取りは、作業索の乱巻きやからみつき等に注意して行うこと。 (6)集材ウインチの急激な発進又は制動の操作は、行わないこと。 (7)荷はずし作業を行っているときは、集材ウインチ及び搬器を停止すること。 (8)タワーヤードの周辺で他の機械による作業が行われるときは、それぞれの作業員間で合図を定め、連携を図り安全に作業を行うこと。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第82条	●林業架線作業 (荷かけ作業) 会員は、タワーヤードによる作業を行う場合には、荷かけ作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)巻き上げの前に、荷が抜けるおそれがないことを確認すること。 (2)巻き上げの際には、安全な箇所に退避した後、巻き上げの合図をすること。 (3)荷かけを行う作業員が、集材ウインチ又は搬器の操作を遠隔操作装置により行うときは、安全な箇所に退避して行うとともに、その誤操作に注意すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第83条	●林業架線作業 (荷はずし作業) 第83条 会員は、タワーヤードによる作業を行う場合には、荷はずし作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)集材中は、安全な箇所に退避しておくこと。 (2)荷はずしは、材が安定な状態で接地したことを確認してから行うこと。 (3)荷はずしを行う作業員が、集材ウインチ又は搬器の操作を遠隔操作装置により行うときは、安全な箇所に退避して行うとともに、その誤操作に注意すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第 8 3 条の 2	<p>●林業架線作業 (機械の据付け)</p> <p>会員は、スイングヤードによる作業を行う場合には、機械の据付けについて、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。</p> <p>(1)スイングヤードの据付け場所は、地盤が堅固なところとし、かつ、水平な場所を選ぶこと。</p> <p>(2)ブレードや作業機等の装置を接地させる箇所については、地ならし又は敷板を使用することにより、水平な地面を確保し、不同沈下を防止すること。</p> <p>(3)機体の下部（走行部）を先柱又は向柱に向けて設置すること。やむを得ずその他の方向に向けて作業を行うときは、転倒及び転落防止の措置を講ずること。</p> <p>(4)材の落下や落石等の危険があるときは、向柱を設け、安全な場所に機械を設置すること。</p> <p>(5)安全装置を具備したスイングヤードによる作業を行う場合には、安全装置を確実に作動させること。</p>	<p>法令上はこのような規定はない。</p>	<p>既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。</p>	<p>平成 2 0 年</p>
第 8 3 条の 3	<p>●林業架線作業 (架設作業)</p> <p>会員は、スイングヤードによる作業を行う場合には、架設作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。</p> <p>(1)集材方向はできる限り林地傾斜方向とすること。</p> <p>(2)先柱の控索は 2 本以上とし、控索と支柱のなす角度は 4 5 度から 6 0 度の範囲とすること。</p> <p>(3)控索及び作業索を固定するときは、立木、根株等の堅固なものに 2 回以上巻き付け、かつ、クリップ等の緊結具を用いて確実に取り付けること。あるいは、これらの索の端部にアイ加工を施し、立木、根株等に巻き付けた台付け索とシャッフル等で結合することによって確実に取り付けること。</p> <p>(4)作業索の端部を搬器又はフックに取り付けるときは、クリップ止め、アイブライス等の方法により確実に取り付けること。</p> <p>(5)集材作業時に材が衝突するおそれのある根株や転石等は、できるだけ取り除いておくこと。</p>	<p>法令上はこのような規定はない。</p>	<p>既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。</p>	<p>平成 2 0 年</p>
第 8 3 条の 4	<p>●林業架線作業 (運転)</p> <p>会員は、スイングヤードによる作業を行う場合には、運転について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。</p> <p>(1)安全装置が装備されている場合には、その装備目的に従って使用すること。</p> <p>(2)荷かけ作業を行っているときは、集材ウインチを停止すること。（作業員から合図があり安全が確認された場合に行う作業索を緩める操作を除く。）</p> <p>(3)荷かけ作業を完了したときは、合図を受けてから巻き上げ又は引き寄せの操作を行うこと。</p> <p>(4)材を必要以上に持ち上げず、材の一端を地面につけた状態で、集材すること。</p> <p>(5)材が地表障害物に引っかかったときは、巻き上げを停止すること。</p> <p>(6)作業索の巻き取りは、作業索の乱巻きやからみつき等に注意して行うこと。</p> <p>(7)集材ウインチの急激な発進又は制動の操作は、行わないこと。</p> <p>(8)荷はずしのため機体を旋回させるときは、作業索の状態と機体の周囲の状況を確認してから行うこと。</p> <p>(9)荷はずし作業を行っているときは、集材ウインチを停止すること。</p> <p>(10)スイングヤードの周辺で他の機械による作業が行われるときは、それぞれの作業員間で合図を定め、連携を図り安全に作業を行うこと。</p>	<p>法令上はこのような規定はない。</p>	<p>既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。</p>	<p>平成 2 0 年</p>
第 8 3 条の 5	<p>●林業架線作業 (荷かけ作業)</p> <p>会員は、スイングヤードによる作業を行う場合には、荷かけ作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。</p> <p>(1)巻き上げの前に、荷が抜けるおそれがないことを確認すること。</p> <p>(2)巻き上げの際には、安全な箇所に退避した後、巻き上げの合図をすること。</p> <p>(3)荷かけを行う作業員がスイングヤードの操作を遠隔操作装置により行うときは、安全な箇所に退避して行うとともに、その誤操作に注意すること。</p>	<p>法令上はこのような規定はない。</p>	<p>既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。</p>	<p>平成 2 0 年</p>
第 8 3 条の 6	<p>●林業架線作業 (荷はずし作業)</p> <p>会員は、スイングヤードによる作業を行う場合には、荷はずし作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。</p> <p>(1)集材中は、安全な箇所に退避しておくこと。</p> <p>(2)荷はずしは、材が安定な状態で接地したことを確認してから行うこと。</p> <p>(3)荷はずしを行う作業員がスイングヤードの操作を遠隔操作装置により行うときは、安全な箇所に退避して行うとともに、その誤操作に注意すること。</p>	<p>法令上はこのような規定はない。</p>	<p>既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。</p>	<p>平成 2 0 年</p>
第 8 4 条	<p>●林業架線作業 (最大使用荷重等の指示)</p> <p>会員は、運材索道の組立てを行う場合には、あらかじめ、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を示さなければならない。</p> <p>(1)積込み場、おろし場、制動機、運材機及び支柱の位置</p> <p>(2)主索、復索及びえい索の種類及びその直径</p> <p>(3)最長支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比並びに支間斜距離の合計</p> <p>(4)最大使用荷重及び搬器ごとの最大積載荷重</p>	<p>法令上はこのような規定はない。</p>	<p>既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。</p>	<p>昭和 4 3 年</p>
第 8 5 条	<p>●林業架線作業 (積込み場)</p> <p>会員は、積込み場を設ける場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。</p> <p>(1)積込み又は集積に適当な広さを有する箇所を選定すること。</p> <p>(2)集積及び集積箇所から荷かけ箇所への運搬作業を行うときは、材の転落による危害が発生することのないよう防護措置を講ずること。</p> <p>(3)機械集材装置と交差するときは、作業索が積込み場を通らないようにすること。ただし、地形上やむを得ず作業索が積込み場を通るときは、接触防止の措置を講ずること。</p> <p>また、作業索の内角側とならないようにすること。ただし、地形上やむを得ず内角側となるときは、ガイドブロックの台付け索切断によるガイドブロック、作業索等の飛来による危害が発生することのないよう防護措置を講ずること。</p> <p>(4)荷かけ等を行うときは、墜落による危害が発生することのない箇所を選定すること。ただし、やむを得ず墜落による危害が発生するおそれのある箇所では荷かけ等を行うときは、適切な防護措置を講ずること。</p> <p>(5)搬器を発進させるときは、積荷が盤台、支柱等の障害物に接触するおそれのないようにすること。</p>	<p>法令上はこのような規定はない。</p>	<p>既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。</p>	<p>昭和 4 3 年</p>
第 8 6 条	<p>●林業架線作業 (おろし場)</p> <p>会員は、おろし場を設ける場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。</p> <p>(1)荷おろし又は集積に適当な広さを有し、かつ、トラックへの積込みに適当な箇所を選定すること。</p> <p>(2)荷おろし等を行うときは、墜落による危害が発生することのない箇所を選定すること。ただし、地形上やむを得ず墜落による危害が発生するおそれのある箇所では荷おろし場を設けるときは、適当な防護措置を講ずること。</p> <p>(3)搬器の暴走の際に、容易に退避し得る箇所を、あらかじめ、選定しておくこと。</p>	<p>法令上はこのような規定はない。</p>	<p>既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。</p>	<p>昭和 4 3 年</p>

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第 8 7 条	●林業架線作業 (支柱) 会員は、木製支柱、鋼製支柱又はサイドケーブルを設ける場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)構造は、設計に示されたとおりのものとする。 (2)部材は、設計に基づき、十分な強度のあるものを使用すること。 (3)各支柱の中心線は、曲線索道の曲線部を除き、一直線とすること。 (4)支柱の根元は、移動及び沈下するおそれのないよう確実に施工すること。 (5)索支持金具は、その金具に適した方法により、脱落するおそれのないよう確実に取り付けること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 8 8 条	●林業架線作業 (主索等の固定及び支持) 会員は、主索、復索及びサイドケーブルを固定する作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、主索、復索及びサイドケーブルの張力に十分耐え得る強度を有する立木、根株等を選定させ、又はこれらを十分な強度を有するよう補強させなければならない。 2 会員は、主索、復索及びサイドケーブルを固定する作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)主索、復索及びサイドケーブルの端部を前項の立木、根株等のアンカーに 2 回以上巻き付け、クランプ、クリップ等の緊結具を用いて確実に固定させなければならない。 (2)主索及び復索の径に適した支持器を使用させなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 8 9 条	●林業架線作業 (えい索の支持) 会員は、えい索を取り付ける作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)えい索が制動機又は運材機の滑車の溝からはずれるおそれのあるときは、制動機又は運材機の前方に案内のための滑車を取り付けること。 (2)えい索が他の障害物に触れるおそれのある箇所には、えい索受けローラを設置すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 9 0 条	●林業架線作業 (制動機等の固定) 会員は、制動機又は運材機及び遊導車を固定する作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)制動機又は運材機及び遊導車が、固定されたアンカーからえい索の張力により離脱することのないようにすること。 (2)えい索が制動機又は運材機及び遊導車の溝面を正しく通るようにすること。 (3)小屋がけするときは、制動操作に支障をきたさないものとする。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 9 1 条	●林業架線作業 (制動装置) 会員は、荷重、勾配等に適合する十分な制動能力のある制動機を使用しなければならない。 2 会員は、制動機を使用しないで、丸太をワイヤロープに直接摩擦させて制動する装置を使用してはならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 9 2 条	●林業架線作業 (最大使用荷重等の表示) 会員は、積込み場の作業の見やすい位置に、次の各号に掲げる事項を明示した表示板を設置しなければならない。 (1)最長支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比 (2)支間斜距離の合計 (3)最大使用荷重 (4)搬器ごとの最大積載荷重 (5)主索、復索及びえい索の種類及び直径 (6)搬器間隔 (7)林業架線作業主任者及び制動機又は運材機の運転者の氏名 (8)予定使用期間	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 9 3 条	●林業架線作業 (搬器の取付け) 会員は、運材作業を行う場合には、作業者に、搬器を確実にえい索に取り付けさせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 9 4 条	●林業架線作業 (荷かけ作業) 会員は、荷かけ作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)搬器ごとの最大積載荷重を超えて荷かけをしないこと。 (2)荷が抜け落ちるおそれのないよう確実に緊結すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 9 5 条	●林業架線作業 (荷はずし作業) 会員は、荷はずし作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)荷が停止してから荷はずし作業を開始すること。 (2)荷をおろすときは、材の転動により危害を生ずるおそれのない位置で行うこと。 (3)荷吊り索を長く下げたまま空搬器の返送をしないこと。 (4)おろし場における材の整理は、えい索の動きに注意して行うこと。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 9 6 条	●林業架線作業 (運材索道の運転作業) 会員は、運材索道を運転する場合には、制動機を操作する作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)運転中は、運転位置を離れないこと。 (2)急制動をしないこと。ただし、やむを得ず急制動を行ったときは、全線にわたって点検すること。 (3)ブレーキを加熱させないこと。 (4)異常を認めるときは、直ちに運転を中止し、点検すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 1 1 2 条	●造林作業 (作業用具の点検等) 会員は、くわ、なた、梯子等の作業用具を用いて作業を行う場合には、作業者に、異常の有無を点検させなければならない。 2 会員は、点検により異常が認められたときは、直ちに補修、その他必要な措置を講じなければならない。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和 5 2 年
第 1 1 3 条	●造林作業 (作業用具の整理) 会員は、作業者が作業中又は休憩時等に機械器具を置くときは、滑らないように安定させ、かつ、危険な部分は見えやすい状態にさせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和 5 2 年
第 1 1 4 条	●造林作業 (歩行動作) 会員は、作業地への往復及び作業中の歩行について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)互いに十分な距離を保つこと。 (2)機械器具等の携行運搬に当たっては、危険な部分に覆いをする。 (3)急傾斜地や滑りやすいところでは、機械器具の保持、携行について十分に注意すること。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和 5 2 年

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第115条	●造林作業 (環境の整備) 会員は、作業環境の整備のため、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 落下するおそれのある浮石、末木枝条等不安定なものは、あらかじめ、取り除くこと。 (2) つる類は、根元から切り離し、石、根株等の障害物及びくぼみに気をつけ、転倒、踏み抜き等危害が発生することのないよう足元を整えること。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和52年
第116条	●造林作業 (上下作業の禁止) 会員は、斜面で、地ごしらえ、植付け、下刈り等の作業を行う場合において、物体の落下等により作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、各作業者の作業位置が上下にならないよう、かつ、十分な間隔を保つようにさせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和52年
第117条	●造林作業 (作業中の打合せのための接近) 会員は、作業者が作業中、打合せ等のため、相手に近づくときは、合図をしながら後方から近寄るようにさせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和52年
第118条	●造林作業 (地ごしらえ) 会員は、地ごしらえ作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1) なたは、なるべく逆なたや膝から上の位置で使用しないようにすること。 (2) 作業中に、なた、かま等が跳ねたり、それたりしないように、周囲の切株、つる等に注意すること。 (3) 跳ね返るおそれのある枝条、かん木、笹等は事前に処理すること。 (4) 傾斜地では、落下物による危害を受けないよう斜面の上方から刃物を当てること。 (5) 伐倒又は刈払いの切り口は、なるべく低く、かつ、平滑になるようにすること。 (6) 筋置き又は巻落としの枝条集積に当たっては、枝条の跳ね返り又は石等の落下による危害が発生することのないことを確認すること。 (7) 筋置きしたときは、筋が崩壊しないよう杭止め等の措置を講ずること。 (8) 火入れ作業については、責任者の指示に従って行動すること。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和52年
第119条	●造林作業 (植付け) 会員は、植付け作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) くわを使うときは、根株、つる、石等の反ばつにより、危害発生のおそれのないよう注意すること。 (2) 根は、くわでこじって引つ張ることなく、なた等で切り除き、掘り出した石等は下方に転落をさせないこと。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和52年
第120条	●造林作業 (下刈り) 会員は、下刈り作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) かまの大振りや、片手振り用のかま以外のかまの片手振りをしないこと。 (2) 夏期炎天下の作業では、休息及び休憩時間を十分にとり、疲労回復を図ること。 (3) 刈払機を用いて作業を行うときは、作業者から5メートル以内を危険区域とし、この区域に他の作業者を立ち入らせないこと。 (4) 刈払機を用いて作業を行うときは、急斜面では、斜面の下方に向かって刈り進まないこと。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和52年
第121条	●造林作業 (枝打ち等の高所作業) 会員は、枝打ち、採種、採種の作業で高所作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 梯子等は、はずれないように確実に据え付けること。 (2) 作業中は、必要に応じて安全帯を使用すること。 (3) 支え手又は足をかける枝は、生枝を利用すること。 (4) 高所作業の直下の危険区域には、他の作業者を立ち入らせないこと。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和52年
第122条	●造林作業 (薬剤散布) 会員は、除草剤等の薬剤を取り扱う場合には、関係法令に定めるところに従うとともに、作業責任者を選任しなければならない。 2 会員は、薬剤散布作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1) 露出部の少ない服装とすること。 (2) 散布は風上より風下に向かって行うこと。 (3) 作業終了後は、顔、腕等の露出部をよく洗い、かつ、うがいをすること。 (4) 薬剤の使用後、残留が生じたときは、必ず返納すること。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和52年
第125条	●チェーンソー取扱い作業 (保護具等の備付け) 会員は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、次の各号に掲げる保護具を備え付けなければならない。 (1) 防振及び防寒のための手袋 (2) 耳覆い等の防音具 (3) その他滑り止め等必要な保護具 2 会員は、チェーンソーによる切り傷防止のための防護衣を備え付けるよう努めなければならない。	第1項第3号及び第2項については、法令上このような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。 想定される事柄であるために設けた。ただし、当分の間は、努力目標とした。	昭和52年 平成20年
第128条	●チェーンソー取扱い作業 (作業方法等) 会員は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、その作業方法等について、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1) チェーンソーを始動させるときは、ソーチェーンに接触する物がないことを、あらかじめ、確認すること。 (2) 燃料その他の可燃性の物の付近では、チェーンソーを運転しないこと。 (3) 筋の緊張が継続することを避けるよう、肘及び膝を軽く曲げてチェーンソーを持つこと。 (4) 造材等に当たっては、チェーンソーの重量を木で支えるようにし、かつ、チェーンソーを無理に木に押し付けないこと。 (5) 高速度での空運転は、できる限り避けること。 (6) 作業中に移動するときは、チェーンソーのエンジンを止めること。 (7) チェーンソーに燃料を補給するときは、エンジンを止め、かつ、チェーンソーを水平な場所で安定した状態に置くこと。 (8) チェーンソーのエンジンがかかっている間は、防振のための手袋を着用するとともに耳覆い等の保護具を用いること。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和52年

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第129条	●チェーンソー取扱作業 (バーの長さ等) 会員は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1)チェーンソーのバーは、鋸断に適合する長さのものを用いること。 (2)大型のチェーンソーは、大径木の伐倒等やむを得ないとき以外は使用しないこと。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和52年
第136条	●刈払機取扱作業 (目立て機器の備付け) 会員は、刈払機を用いて作業を行う場合には、刈刃の目立てのための機器を備え付けなければならない。	法令上はこのような規定はない。	作業の安全を確保する観点から設けた。	昭和52年
第140条	●刈払機取扱作業 (刈払機の取扱い) 会員は、刈払機の取り扱いについて、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1)刈払作業は、身体にバランスに常に配慮した正しい姿勢で行うこと。特に足の位置は、刈刃に近寄らないよう注意すること。 (2)刈刃で打つ、たたく等の方法での刈払いは行わないこと。 (3)刈払いの対象物に当てる刈刃の位置は、安全に切断できる箇所とすること。 (4)刈刃が岩石等の障害物等に当たったときは、直ちにエンジンを止め、刈刃が止まったことを確認のうえ、刈刃を点検すること。 (5)飛散防護装置等の周辺部に雑草、つる等がからまったときは、エンジンを止め、刈刃が止まったことを確認のうえ取り除くこと。 (6)刈刃が止まってもエンジンの回転中は、刈刃に近づいたり、他の作業者を近づけたりしないこと。 (7)高速度での空運転は、できる限り避けること。 (8)作業中又は休息時に刈払機を置くときは、滑らないように安定させ、刈刃は見えやすい状態にしておくこと。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和52年
第141条	(刈払機の持ち運び等) 会員は、刈払機を持ち運ぶ場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1)作業地への往復等においては、刈刃をはずすか又は覆いをかけるとともに歩行者間の距離を十分に保つこと。 (2)作業地内にある浮き石等不安定なものの上を歩かないこと。また、雨や雨上がりのときの歩行及び湿っている場所での歩行では、転倒しないよう必要に応じ履物に滑り止め用具を使用すること。 (3)作業地内で刈払い場所を変えるため等移動するときは、エンジンを停止すること。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和52年
第142条	(目立て) 会員は、作業者に、目立て機器を用いて刈刃の目立てを行わせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和52年
第201条	●フォークリフト作業等 (空車の運転) 会員は、フォークリフトを空車で走行させる場合は、運転者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)フォークの下端が地上から30センチメートル程度の高さに保つこと。 (2)道路を走行するときは、フォークにパレット等を取り付け、又はフォークの先端に標識を付けること。	第1項及び第2項については、法令上このような規定はない。	「30cm程度」との規定はどこにもない。抽象的な言い方ではなく、具体的な数値での表現とした。	昭和52年
第202条	●フォークリフト作業等 (実車の運転) 会員は、荷を積載したフォークリフトを走行させる場合には、運転者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)フォークの下端の地上高は、15～20センチメートルを標準とし、走行路の状態等でこれにより難しいときでも、フォークの上面が30センチメートルを超えないこと。 (2)急激な発進、停止、旋回をしないこと。 (3)傾斜地では斜め又は真横に走行しないこと。 (4)走行中にフォークの上げ下げをしないこと。 (5)走行中に旋回するときは、速度を落とす、積荷及び車体の後部が、はい、建物等に接触、衝突等しないよう十分注意すること。 (6)勾配5パーセント以上の坂道を下るときは、後退運転とし、エンジンブレーキを使用すること。 (7)進行方向を見通せない高さの荷を運搬するときは、後退運転をし、又は誘導者をつけること。	第1項については、法令上このような規定はない。	「フォークの下端の地上高は、15～20センチメートルを標準とし、走行路の状態等でこれにより難しいときでも、フォークの上面が30センチメートルを超えないこと。」との規定はどこにもない。抽象的な言い方ではなく、具体的な数値での表現とした。	昭和52年

労働災害防止規程の法令以上の上乘せ規定

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

労働災害防止規程	上乘せ規定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第2条第4項 第6条 第97条	●労働者に協力求め遵守の指導(通則、船内、沿岸) 会員は、危険を防止するため必要な措置を講じ、作業員に協力を求め、必要な措置に応じて必要な事項を守らせなければならない。	安全衛生法第4条は労働者の協力の努力義務を規定するが、更に守らせることまで規定した法令はない	労働者が労働災害防止に関する措置に協力して遵守しなければ労働災害防止の目的を達することができないため。	昭和41年度 昭和42年度
第10条 第101条	●設備管理者への要請(船内、沿岸) 1 会員は、会員以外の者が管理する設備等を使用して作業を行う場合は、当該設備等の安全措置の状態を照会し、その安全を確認しなければならない。 2 会員は、前項の設備等に異常を認めるとき又は当該設備等の使用中に異常を生じたときは、当該設備等の管理者に整備、補修等の措置を講ずるよう要請するものとする。	法令上はこのような規定はない	設備について港湾荷役業者に管理権限がない場合であっても、安全を担保するため。	昭和41年度 昭和42年度
第11条 第102条	●設備の運転の要請(船内、沿岸) 会員は、荷役作業の安全及び衛生を確保するため必要とする場合は設備されている換気装置等の設備であって、その運転が会員に委ねられていないものについて、当該設備の責任者にその運転を行うよう要請するものとする。	同上	会員である港湾荷役業者に、船舶設備の管理権限がない場合であっても安全衛生を担保するため。	昭和41年度 昭和42年度
第12条 第103条 第221条 第249条	●照度の保持の要請(船内、沿岸、検数・検定、関連) 会員以外の者が管理する照明設備については、十分な照度が保持されるよう要請するものとする。	同上	会員である港湾荷役業者に照明設備の管理権限がない場合であっても照度を保持するため。	昭和41年度 昭和42年度 昭和43年度
第13条 第104条 第220条 第247条	●現在・近接作業の調整(船内、沿岸、検数・検定、関連) 近接して修理、燃料の補給等の業務が行われるときは船舶等施設責任者と協議して業務の調整を図らなければならない。	同上	近接作業の危険を防止するためには施設責任者と協議することが必要のため	昭和41年度 昭和42年度 昭和43年度
第14条 第105条 第248条	●船舶等施設の利用(船内、沿岸、関連) 船内荷役作業等開始前に船舶等施設責任者から、作業員が使用するための施設内の洗面所、便所、休憩場所、喫煙場所等の指定を受け、これを作業員に使用させるものとする。 2 会員は、作業員を前項により指定された場所以外の場所に立ち入らせてはならない。 3 会員は、作業員に安全な作業の周知を図るため、船舶等施設責任者から指定を受けた場所に安全作業についての表示等を行うよう努めなければならない。	同上	施設を利用して作業を行うためには施設の利用について予め施設責任者に要請する等の措置が必要であるため	昭和41年度 昭和42年度 昭和43年度
第15条 第106条	●第三者の立入り(船内、沿岸) 会員は、船内荷役等作業を行っている場所に作業員以外の者が立ち入るときは、その者に保護帽の着用その他危険を防止するための措置を講ずるよう要請するものとする。	同上	船内荷役等の作業を行っている場所に、当該業務を行う作業員以外の者が立ち入るときは、作業による危険を防止するため、保護帽の着用その他必要な措置を講ずるよう要請することを定めたもの	昭和41年度 昭和42年度
第29条 愛81条 第118条 第160条 第179条 第202条 第246条	●安全な作業計画の作成(船内、クレーン、沿岸、玉かけ、はしけ、いかだ、関連) 会員は、船内荷役作業等を行うときは、あらかじめ、当該作業の行われる船舶等の構造、作業場所及び設備の状況並びに荷役される荷の種類、形状、荷姿等の条件に対応し、安全な作業を行うための作業計画を定め、かつ、当該作業計画に従って作業を行わなければならない。	同上	災害防止のためには、作業条件に応じた作業計画を定め、その計画に基づいて安全に作業を実施することが必要のため	昭和41年度 昭和42年度 昭和43年度
第31条 第120条	●非正常作業(船内、沿岸) 会員は、定期的に行う作業以外の作業を臨時に行わせるときは、船内荷役作業主任者等作業主任者を通じて当該作業を行う作業員に、安全な作業について具体的に作業方法を示して当該作業を行わせなければならない。	同上	非正常作業は安全な作業方法が十分に周知徹底されていないことから作業主任者を通じて徹底することが必要のため	昭和41年度 昭和42年度
第36条 第125条	●作業員の点呼確認(船内、沿岸) 会員は、作業場所を移動するとき又は作業を終了して作業場所を離れるときは、点呼等を行って、作業員が船倉、冷凍室等のなかに残っていないことを確認しなければならない。 2 会員は、作業員が単独又は少人数で船倉内、冷凍室内等で作業を行っているときは、随時当該作業員と連絡をとり合い、所在の確認に努めなければならない。	同上	船倉等に置き去りされる災害を防ぐため	昭和41年度 昭和42年度
第39条	●荷の移動等による危険の防止(船内) 会員は、船倉内、甲板の上等に置かれている荷が移動し、又は転倒することにより荷の付近にいる作業員に危険を及ぼすおそれがあるときは、荷の移動又は転倒を防止する措置を講じなければ、荷が移動し、又は転倒するおそれのある場所に作業員を立ち入らせてはならない。	同上	甲板又は船倉内に積んである荷が、ヒーリング等により、横すべり、転倒等をするることによる危険を防止するための措置を定めたものである。	昭和41年度
第40条 第127条	●荷崩れの防止(船内、沿岸) 会員は、荷崩れによる危険を防止するため、作業員に荷の深掘り又は荷の中抜きを行わせてはならない。 2 会員は、必要に応じ船舶責任者等と協議して、荷崩れによる危険を防止するための措置を講じなければならない。	同上	荷役作業中の荷崩れによる危険防止対策の徹底が必要のため	昭和41年度 昭和42年度

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第42条	<p>●(はしけ内の作業(船内)) 会員は、作業員がはしけ内で作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。 一 はしけ乗組員と作業手順について十分に連絡を行うこと。 二 船舶とはしけとの間を昇降する通行設備は、波浪等による動揺で外れることのないよう確実に取り付けること。 三 はしけへの荷の積み卸しは、荷が片寄り、はしけが不安定にならないよう順序よく行い、また、重量物の積み込みに当たっては、荷重が極端に偏らないよう積み込むこと。 四 はしけ内の積荷の荷崩れを防止するため、必要により固縛し、又は防網を張る等の措置を講ずること。 五 円管状の重量物は、転動しないようはしけの土間板にダンネージ等を敷いて、荷の安定を図ること。 六 はしけの船倉への昇降には、滑り止めを設けた移動はしごを使用すること。 七 はしけのビーム、屋根板、つりカバー等が取り外され、とも屋根上に整理、固定されていることを確かめて作業を行うこと。</p>	法令上はこのような規定はない	船内荷役の作業員が、はしけ内で本船とはしけの間の荷の積み卸しの作業を行うときは、特に注意が必要なため、作業を安全に行うための措置を定めたもの	昭和41年度
第43条 第130条 第234条 第258条	<p>●コンテナ荷役(船内、沿岸、検数・検定、関連) (コンテナ荷役) 会員は、船内荷役等において、作業員にコンテナ荷役を行わせるときは、次の措置を講じなければならない。 一 作業員をコンテナの上に昇降させるときは、移動はしご又はコンテナに取り付けられた昇降設備等を使用させること。ただし、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーン等のつり具に設備された専用の搭乗設備を使用させることができる。 二 作業員にコンテナの上で作業を行わせるときは、滑ることによる危険を防止するため滑り止めに有効な履物を使用させること。 四 作業員に冷凍コンテナの積卸しを行わせるときは、冷凍コンテナに取付けられている電源が取り外されていることを確認した上で作業を行わせること。 五 作業員にコンテナのラッシング用具の着脱の作業を行わせるときは、不安定な姿勢で行わせないこと。 六 作業員にコンテナの積卸しを行わせるときは、コーン等の脱着状況を確認させ、コンテナの移動範囲内にいる他の作業員等の立ち退き状況を確認させること。</p>	同 上	コンテナ荷役は荷の6割から7割を占める作業であり、昇降やコーンの着脱等に係る墜落、落下災害が多く、これらの災害を防ぐため。	昭和41年度 昭和42年度 昭和43年度 平成12年度
第45条 第132条 第196条 第237条 第261条	<p>●危険物又は有害物の荷役(船内、沿岸、はしけ、検数・検定、関連) 会員は、船内荷役作業に係る荷の中に、爆発性、発火性又は引火性の物、急性中毒を起こすおそれのある物、腐食性の物その他法令等により特別の措置を必要とする物(以下「危険物又は有害物」という。)があるときは、次の措置を講じなければならない。 一 あらかじめ荷主等から協会を通じて第292条に規定する危険物又は有害物事前連絡表により通報を受け、当該荷の種類、性状、数量、荷姿等に応じた安全な荷役作業の実施方法及びこれらの危険物又は有害物が発散し、又はこぼれた際の処置について第29条の作業計画に具体的に記載し、船内荷役作業主任者に指示すること。 二 第29条の作業計画に基づき安全な作業を実施するため、荷役機械、作業用具、保護具、救急用具等を整備し、当該危険物又は有害物の取扱いに習熟した作業員の配置を行うこと。 三 荷役作業の開始前に、船舶責任者との連絡及び作業の調整を行い、必要があるときは、非常の場合に備えた救急体制をとり、及び当該危険物又は有害物の危険防止に関して専門的知識を有する者の立会い又は指導を要請すること。 2 会員は、危険物又は有害物の荷が置かれている場所に近接した場所において船内荷役作業を行うときは、当該危険物又は有害物の荷の状態に注意を払い、当該荷に接触しないよう慎重に作業を行わなければならない。この場合において、荷役作業を行うため当該危険物又は有害物の移動、積直し等を行う必要があるときは、前項の措置を講じなければならない。</p>	同 上	船内で積み卸しする危険物又は有害物の荷の性状等から生ずる危険又は作業員の健康障害を防止するための措置を定めたものである。法令においては、作業開始前に危険物又は有害物が存するかどうかを調べて安全対策を講ずるよう定めているが、万全の準備を整えるためには、できる限り早く危険物又は有害物を把握することが必要である。このため荷主等から事前の連絡を要請することとしている(第292条参照)。	昭和41年度 昭和42年度 昭和43年度 昭和55年度 昭和60年度
第52条 第180条 第203条	<p>●点検(船内、沿岸、いかだ) 2 会員は、揚貨装置を運転する前に、船内荷役作業主任者又は会員が指名する者に、会員が定める自主点検基準に基づき、揚貨装置の作動状態について点検させ、異常がないことを確認した後でなければ揚貨装置運転士に運転の業務を行わせてはならない。 3 会員は、前項の点検の結果、異常を認めるときは、船舶責任者に対し、当該揚貨装置の整備、補修等の措置を講ずるよう要請し、当該措置が行われ異常がないことを確認した後でなければ作業員に運転の業務を行わせてはならない。 4 会員は、その日の作業が終了したときは、揚貨装置運転士から揚貨装置の作動状態について報告を受け、整備、補修等の必要があるときは、船舶責任者にその状態を通報し、必要な措置を要請するものとする。</p>	同 上	他人が管理する施設内での作業が多いことからその施設の設備について点検の重要性を示すとともに特に船内については、改善を要請することが必要なことから規定している。	昭和41年度 昭和42年度 昭和43年度 昭和60年度
第55条	<p>●運転の場所の整理(船内) 会員は、揚貨装置の運転を行う場所に通ずる通行設備及び運転作業を行う場所については、揚貨装置運転士の運転業務を行うのに障害のないように整理整頓し、かつ、作業中これを有効に保持しなければならない。</p>	同 上	揚貨装置の安全な運転のためには、運転士の運転作業のための行動範囲内の場所の整理及び安全を確保するための措置が必要なことから定められたものである。	昭和41年度
第60条	<p>●揚貨装置の運転業務 会員は、揚貨装置の運転士に、次の措置を行わせなければならない。 一 揚貨装置の運転は、船内荷役作業主任者又は運転の合図を行うことを指名された者の合図により運転すること。ただし、単独で作業する遠隔操作の揚貨装置については、この限りでない。 二 荷を巻き上げるときは横びき及び斜つり避け、旋回させるときは低速で運転を行う等急激な運転をしないこと。 三 ウインチドラムに乱巻きになったワイヤロープを巻き直すときは、単独で行わないこと。 四 揚貨装置の運転作業中に一時作業場所を離れるときは作業が終了したときは、船内荷役作業主任者に連絡し、その指示により荷を卸し、揚貨装置の運転停止の措置を確実に行ってから離れること。 五 つり荷を一時止めておく必要があるときは、船内荷役作業主任者等揚貨装置の運転の合図を行う者の指示により、デッキ上又は安定した場所に仮置きすること。 六 荷をつらない状態で揚貨装置を運転する必要があるときは、フック、スリング等が他のものに引っかからない位置で運転すること。 七 揚貨装置の運転士が交替するときは、当該揚貨装置の作動状態を次の運転士に確実に申し送りすること。</p>	同 上	揚貨装置を用いて荷の揚げ卸しを行うことは、船内荷役作業における主要な業務であり、この運転に伴う合図は原則として、船内荷役作業主任者自らが担当しなければならないことから詳細に規定したものである。	昭和41年度 昭和60年度

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第61条	<p>●揚貨装置の運転の合図 3 会員は、揚貨装置の運転の合図を行う者に、第1項により定めた合図の方法に基づき、次の要領により合図の業務を行わせ、かつ、関係作業員に、その合図に従って作業を行わせなければならない。 一 揚貨装置運転士、玉掛け作業員及びつり荷の状態を常に見通すことができる位置において、明確に合図を行うこと。 二 運転の合図を行うために行動する場所は、作業に支障のないよう常に整理しておくこと。 三 船舶のブルワーク又はハッチコーミングの上で運転の合図を行ってはならないこと。ただし、通路として併用できる構造であって、安全な措置が講じられている場合はこの限りでない。 四 荷の巻き出し又は引き込みの作業を行う場所であって、つり荷の状態を見通すことが困難であるときは、合図の中継を行う者を指名して必要な場所に配置し、その者に中継させて合図を行うこと。 五 つり荷の下又はつり荷を移動させる方向に、作業員その他の者がいないことを確認し、かつ、運転作業中監視を続けること。 六 荷を巻き上げるときは、玉掛けが正しく行われたことを確認し、フックが荷の重心の真上になるまで徐々に巻き、つり荷の振れが静止したことを確認した後、巻き上げの合図を行うこと。 七 荷を巻き上げる場合、玉掛けのワイヤロープが緊張したとき及び地切れしたときは、揚貨装置の運転を一時停止する合図を行い、荷崩れ、荷の脱落のおそれがないことを確認した後に、運転再開の合図を行うこと。 八 つり荷を一時止めておく必要があるときは、デッキ上又は安定した場所を指定して仮置きの合図を行うこと。</p>	法令上はこのような規定はない	揚貨装置を用いて荷の揚げ卸しを行うことは、船内荷役作業における中心的な業務であり、危険度も高く重要度も高いため、的確に行われるよう定めたものである。	昭和41年度 昭和60年度
第62条	<p>●玉掛けの作業 会員は、揚貨装置の玉掛けの作業を行うときは、玉掛けの作業を行う作業員に、次の事項を行わせなければならない。 一 作業中、玉掛け用具に異常を認めるときは、船内荷役作業主任者に報告し、その指示を受けて補修、取替え等必要な処置を行うこと。 二 玉掛けの作業を完了したときは、揚貨装置の運転の合図を行う者に連絡し、安全な場所に退避すること。 三 荷を仮づりしてスリング通しを行うときは、道具を用い、かつ、台木、枕等を使用して、つり荷の下及び荷のすき間に手、足等を入れないこと。 四 ワイヤロープにかかる荷重の算定に当たっては、玉掛けの際のつり角度の影響を考慮して行わせること。</p>	同 上	揚貨装置の玉掛け作業を安全に行うためには玉掛け作業員は、揚貨装置運転の合図を行う者の合図に従って、作業を行わなければならないので詳細に定めた。	昭和41年度 昭和60年度
第119条	<p>●沿岸荷役作業の災害防止 (沿岸荷役作業の指揮者) 沿岸荷役作業を行うときは沿岸荷役主任者を選任し、職務を行わせなければならない。</p>	同 上	沿岸荷役作業においても災害が多く、沿岸作業を指揮する作業主任者が必要のため	昭和42年度
第186条	<p>●はしけ運送作業の災害防止 (救命具の使用) はしけ作業員に作業を行わせるときは、常時救命具を着用させなければならない。</p>	同 上	はしけ作業員の溺死災害が多発し同種災害を根絶するため。	昭和42年度
第230条 第256条	<p>●単独作業の安全確認(検数・検定、関連) 船倉、倉庫、冷凍倉庫、コンテナ等の内部、積荷の陰等見通しができない場所において、検数・検定員が単独で作業を行うときは、関係者に連絡するとともに、常にその所在の確認を図らなければならない。</p>	同 上	単独作業の検数・検定員、関連の作業員が荷役車両に巻き込まれる災害等が絶えず発生し、その防止を図るため。	昭和43年度
第277条	<p>●職長(指揮監督者の教育) 指揮監督者に対して、一定の安全衛生教育を実施すること。</p>	同 上	港湾貨物運送事業においては、船内等の現場において作業することがほとんどで現場の職長による指揮監督が災害防止に大きな役割を果たすことから、その指揮能力を担保する必要があるため。	昭和60年度
第278条	<p>●協会が代わって行う教育 協会は、会員が行う安全衛生教育について、必要あるときは、会員に代って教育を行うものとする。</p>	同 上	雇入れ時及び作業内容の変更時における教育、危険有害業務に対する特別教育並びに前条の作業の指揮監督者の教育は、事業者が実施しなければならない事項であるが、会員の事業場における教育体制が整っていないため十分な教育を行うことが困難な場合には、会員に代って、当協会が、厚生労働省の通達に基づいて、教育を行うことを定めたものである。	昭和60年度
第279条	<p>●教習等 協会は、第1項の技能講習又は教習のほか、安全衛生の確保を図るため必要と認める業務に従事する者に対し、協会が定める教習(第1項の教習を除く。)を行い技能知識を習得させ、協会の定める資格を付与するものとする。</p>	同 上	また、法令に定められた業務のほか、沿岸荷役についても適切な作業指揮が不可欠で沿岸荷役主任者の教習が必要であることから厚生労働省からの通達に基づいて行うこととしているため。	昭和60年度
第280条	<p>●会員の安全衛生研修 会員は、労働災害の防止を図り、安全衛生の水準の向上と快適な職場環境の実現を通じて労働者の安全及び健康を確保するため、安全及び衛生に関する事項の研修に努めなければならない。 2 協会は、会員の事業場における経営首脳者及び総括安全衛生管理者等に対し、前項の目的を図るため必要な研修等を行うものとする。</p>	同 上	港湾貨物運送事業における自主的安全衛生管理活動の促進に資するため。	昭和60年度
第282条	<p>●能力向上等のための教育等 協会は、次に掲げる者の能力の向上等を図るため、一定の期間ごとに講習を行うものとする。 六 沿岸荷役主任者技能講習その他の第279条第4項の規定に基づき協会が行う技能講習を修了した者</p>	同 上	沿岸の災害防止には沿岸荷役主任者の能力向上が必要のため	平成6年度

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第283条	<p>●教育資料等の作成 協会は、安全衛生教育の教材に使用するテキストその他の教育資料を作成するものとする。</p> <p>2 協会は、安全衛生教育資料等を常に見直し、技術の進歩、作業形態の変化等に即した改訂を図り、その内容の充実を期するものとする。</p> <p>3 協会は、安全衛生教育の水準を高め、教育効果の徹底を図るため、教科ごとのカリキュラムを検討するものとする。</p>	法令上はこのような規定はない	安全衛生教育の水準の向上に必要なため	昭和60年度
第284条	<p>●教育担当講師等の育成 協会は、会員が行う安全衛生教育を担当する講師等に対し、教育手法の向上と教育水準の斉一化を図るため、体系的な研修を行うものとする。</p> <p>2 協会は、安全衛生教育の充実及び効果的な教育目的の達成を図るため、講師の育成並びに講師の知識及び技能の向上を図るための再研修を必要に応じ行うものとする。</p>	同 上	安全衛生教育の水準の向上に必要なため	昭和60年度
第284条の2	<p>●危険性又は有害性等の調査等及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入の努力義務 会員は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、業務に起因する危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置、労働安全衛生マネジメントシステム等を実施する等会員の事業に適合した安全衛生活動の実施に努めなければならない。</p>	同 上	港湾貨物運送事業における自主的安全衛生管理活動の促進に資するため。	平成20年度
第284条の3	<p>●協会の労働安全衛生マネジメントシステム普及義務 協会は、労働安全衛生マネジメントシステムの普及に努めるものとする。</p>	同 上	港湾貨物運送事業における自主的安全衛生管理活動の促進に資するため。	平成12年度 平成20年度
第285条	<p>●災害速報等 会員は、次に掲げる労働災害又は事故が発生したときは、会員が所属する協会の支部に速報しなければならない。</p> <p>一 死亡災害</p> <p>二 重大災害(同一原因により、一時に3人以上の労働者の死傷者が発生した災害をいう。)</p> <p>三 前2号に掲げるもの以外の火災、爆発、中毒等の事故が発生したとき。</p> <p>2 協会本部、総支部及び支部並びに会員は、労働災害、健康障害等の発生又はそのおそれがある問題等についての情報を相互に連絡し、整合性のある対応を図るものとする。</p>	同 上	協会が自主的に労働災害防止対策を推進するためには災害の状況の把握が必要のため	昭和41年度
第286条	<p>●労働災害発生状況報告 会員は、事業場において発生した労働災害についての報告書を、別に定めるところにより、会員の所属する協会の支部に提出しなければならない。</p>	同 上	労働災害の発生状況を把握し、分析することは、労働災害防止対策の樹立には、欠くことのできないものであることから、当協会発足の当初から、会員の事業場において発生した労働災害の報告を求めてきたところである。昭和53年1月からは様式を定め会員からの定期的な報告を要請し、昭和55年には本規程に盛り込まれた。また、平成13年からは、休業4日以上労働災害については、その詳細の報告を求めている。 なお、行政官庁の統計では、当協会会員以外の者の労働災害が含まれており、また、事業の種別分類が異なる点があるなど、会員の実態は必ずしも明らかにできない。	昭和55年度
第288条	<p>●規程の実施を確保させるための措置 (監察及び指導) 協会は会員の港湾防災規程の順守状況について監察し、従わない場合は警告を発する。</p>	同 上	会員の防災規程順守徹底を図るため。	昭和41年度 昭和60年度
第289条	<p>●安全衛生に関する調査研究 協会は、港湾貨物運送事業における技術の進展、作業形態の変化等に対応した労働災害防止を図り、この規程の充実と円滑な運営を期するため、調査・研究を行うものとする。</p>	同 上	技術の進展、作業形態の変化等に対応し、安全衛生を確保するに必要な措置、有効な労働災害防止対策をまとめ、その成果を労働災害防止活動に活用するため	昭和41年度 昭和60年度
第290条	<p>●作業安全基準等の設定 協会は、労働災害防止に関する法令及びこの規程の円滑な実施を確保するために必要な荷役機械等、荷役用具、作業環境等の点検・検査基準、安全作業基準等を具体的に設定し、その普及を図るものとする。</p>	同 上	労働災害防止関係法令及び本規程の円滑な実施を確保するため	昭和41年度 昭和60年度
第291条	<p>●関係者に対する要請 協会は、船主団体その他船舶関係者に対し、この規程の実施について理解を求め、労働災害防止上必要な事項についての措置を要請し、その協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>2 協会は、港湾管理者、関係行政機関、関係団体、関係事業者等に対し、前項の措置と協力を要請するものとする。</p>	同 上	港湾貨物運送事業は、会員の管理が及ばない本船、埠頭、上屋等において荷役機械等を使用して作業を行うことが多いので、本船関係者、埠頭設備等管理者等の協力がなければ、労働災害を防止することは困難である。 このため、会員が本船関係者、埠頭設備等管理者等に対し協力を要請すべきことは本規程の中でも触れているところであるが、協会としても、本船関係者等の協力を得るよう努めるとともに、関係行政機関、関係団体等に本規程の実施について理解を求め、協力を要請することを定めたものである。	昭和41年度 昭和60年度
第292条	<p>●規程の実施を確保させるための措置 (危険物又は有害物の事前連絡制度) 協会は荷主、船主、元請事業者に対して、荷役される荷が危険物又は有害物である場合には定める様式により荷役作業の3日前までに通報するよう要請し、通報があった場合には、すべての関係の会員事業者に通報する。</p>	同 上	危険物又は有害物による労働災害を防止するためには、これらを事前に把握することが必要であるため。	昭和60年度

労働災害防止規程の法令以上の上乗せ規定

鉱業労働災害防止協会

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第5条 (危険予知活動等)	会員は、危険予知訓練(KYT)、危険予知活動(KYK)等の自主的な労働災害防止活動の実施に努めることとする。		採石業を会員になった際のヒアリング等から「採石業の自主安全活動意識はかなり低い。」ことが判明したため。	平成16年度
第22条 (採石作業計画)	()書きにてより明確な考え方を示した。 例:第22条第2項(1)……(ただし、傾斜面採掘法及びグローリホール法は、原則として行わないこと。)	労働安全衛生規則400条	採石法関係で各都道府県が技術指導している。	同上
第27条 (掘削面の ごう配の基 準)	追加:また、採石技術指導基準書に定める基準に留意して安全に作業を行うよう努めること。	労働安全衛生規則407条	同上	同上
第39条 (貯鉱槽内 での安全 帯の使用 等)	会員は、労働者に貯鉱槽内で作業を行わせるときは、次の各号の規定によらなければならない。 (1)貯鉱槽内では必ず安全帯を使用させること。また、安全帯の取付設備等については、前条の規定によること。 (2)貯鉱槽外の関係作業と十分な連絡をとること。		採石業独特の貯鉱槽内作業等を追加した。	同上
第8章	周辺環境に配慮した事業運営、環境保全及び公害防止		労働災害ではないが、採石業の特性上、広く鉱害防止にも触れた。	同上
第120条 (労働災害 発生状況 報告)	災害の報告を求めた。		災害速報提出を求め、会員各社に広く知らせることによって、類似災害の防止を図る。	平成19年度
第121条 (実施を確 保するた めの措 置)	関係労働者への教育		関係労働者にも教育し、一層の労働災害防止を目指す	平成16年度